

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	119 件
国民年金関係	45 件
厚生年金関係	74 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	95 件
国民年金関係	38 件
厚生年金関係	57 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

私は、申立期間①当時の国民年金保険料については、自宅に来た集金人に納付していたと記憶している。また、申立期間②については、納付書で保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間①については、12か月と比較的短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和36年3月ごろに払い出されているとともに、直後の保険料は納付済みであること及び申立人が当時居住していた区の昭和38年の広報紙によると、都の徴収員が戸別訪問により未納保険料の集金を行っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間②については、3か月と短期間であり、当該期間前後の保険料は現年度納付していることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人のオンライン記録によると、昭和46年1月20日に国民年金に任意加入していることが確認でき、任意加入の手続を行いながら保険料の納付を行わなかったとは考え難く、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から49年2月まで

私の国民年金は、母が、加入手続から国民年金保険料の納付等のすべてを行ってくれており、申立期間の保険料を納付した領収証書も所持している。申立期間について、納付した保険料を還付された記憶は無いにもかかわらず還付されたことになっている。申立期間の保険料が還付とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金保険料の領収証書によると、申立人は、申立期間の保険料を現年度納付及び過年度納付していることが確認できる。

また、申立人の還付整理簿によると、申立期間の保険料は、昭和53年4月に還付決定、同年5月に支払と記録されているが、還付リストには、申立期間の保険料を還付した記録は無いことから、両記録に整合性は見られないなど、申立人の申立期間に係る還付の事務処理が適切に行われていなかった状況が認められる。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和48年2月からは国民年金の強制被保険者であったものと推認できるところ、申立期間の保険料を還付した上で国民年金の未加入期間とすることは、当時の社会保険庁の記録を前提としても、事実と異なる資格喪失手続により還付処理が行われているものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月及び同年 9 月

私は、昭和 62 年 8 月に当時勤務していた会社を退職して間もなくのころ、区役所出張所で国民健康保険に加入する際、併せて厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、同出張所で保険料を納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳によると、昭和 62 年 8 月 27 日に強制加入及び 62 年 10 月 17 日に 3 号被保険者と記録され、申立人が当時居住していた区の押印がなされていることから、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続き及び国民年金の種別変更手続きを適切に行っていたものと認められるとともに、申立人のオンライン記録によると、3 号被保険者への切替記録は、62 年 11 月 17 日と記録されていることが確認でき、その時点で、申立期間は国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間である。

また、申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人は、国民年金への切替手続きをした経緯及び場所、保険料の納付場所等について具体的に説明している上、切替及び納付場所と説明する区役所出張所は、当時所在し、国民年金及び国民健康保険の加入手続き及び保険料の収納事務を取り扱っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から46年3月までの期間及び48年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から46年3月まで
② 昭和48年4月から同年6月まで

私達夫婦は、昭和46年2月ごろに新居を購入して転居し、夫婦二人で、区役所出張所に行き転居手続を行った。その際、区の職員から、「国民年金に加入したほうが良い。今なら、さかのぼって国民年金保険料を納付できる。」と勧められたことから、それから間もなく、妻及び母と一緒に同出張所に行き、私の国民年金の加入手続を行い、併せて、申立期間①の保険料を特例納付で納付した。親子3人共に特例納付し、保険料は、母が負担してくれたと記憶している。また、申立期間②については、特例納付した以降は、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に金融機関で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付している。
- 2 申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第1回特例納付実施時期である昭和46年2月ごろに払い出されているとともに、保険料を納付したと主張する時期は、第1回特例納付が実施されていた時期である上、納付したとする金額も、申立人の当該期間の保険料を特例納付等した場合の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人夫婦が所持する申立人の保険料を納付したとする母親の国民年金手帳によると、昭和45年度分の保険料は印紙検認で納付しているとともに、昭和45年10月から46年3月までの保険料を46年2月24日

に納付していることが確認できること及び 45 年 3 月以前の保険料は印紙検認では納付していないものの、オンライン記録によると、40 年 4 月以降の保険料はすべて納付済みと記録されていることなどを踏まえると、母親は、40 年 4 月から 45 年 3 月までの保険料を第 1 回特例納付で納付したものと推認できる。

さらに、申立人夫婦は、申立人の国民年金に加入に至った経緯、夫婦及び母親の保険料を特例納付するに至った経緯、納付状況等について具体的に説明している上、当時、申立人夫婦が居住していた区では、第 1 回特例納付に関して積極的に広報していたことなどが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

- 3 申立期間②については、3 か月と短期間で、当該期間前後の保険料は納付済みであるとともに、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする妻は、当該期間の保険料は納付済みである。また、妻は、保険料の納付場所について具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から45年3月まで

私達夫婦は、昭和46年2月ころに新居を購入して転居し、夫婦二人で、区役所出張所に行き転居手続を行った。その際、区の職員から、「国民年金に加入したほうが良い。今なら、さかのぼって国民年金保険料を納付できる。」と勧められたことから、それから間もなく、夫及び義母と一緒に同出張所に行き、夫の国民年金の加入手続を行い、併せて、申立期間の保険料を特例納付で納付した。親子3人共に特例納付し、保険料は、母が負担してくれたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付している。

また、特例納付により申立人と一緒に保険料を納付したとする申立人の夫の国民年金手帳の記号番号は、第1回特例納付実施時期である昭和46年2月ごろに払い出されているとともに、保険料を納付したと主張する時期は、第1回特例納付が実施されていた時期である。

さらに、申立人夫婦が所持する申立人の保険料を納付したとする義母の国民年金手帳によると、昭和45年度分の保険料は印紙検認で納付しているとともに、45年10月から46年3月までの保険料を46年2月24日に納付していることが確認できること及び45年3月以前の保険料は印紙検認では納付していないものの、オンライン記録によると、40年4月以降の保険料はすべて納付済みと記録されていることなどを踏まえると、義母は、40年4月から45

年3月までの保険料を第1回特例納付で納付したものと推認できる。

加えて、申立人は、申立人の夫の国民年金に加入に至った経緯、夫婦及び義母の保険料を特例納付するに至った経緯、納付状況等について具体的に説明している上、当時、申立人夫婦が居住していた区では、第1回特例納付に関して積極的に広報していたことなどが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの期間及び平成7年9月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年3月まで
② 平成7年9月及び同年10月

私の申立期間①当時の国民年金保険料は、元妻が夫婦二人分を納付してくれていた。また、申立期間②については、当時、経営していた会社が倒産し、元妻と協議離婚して別居したが、元妻から、老後のことを考えようと説得され、平成7年10月初めごろ、元妻と一緒に区役所に行って保険料を納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間①については、3か月と短期間であり、当該期間前後の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間②については、申立人及び元妻は共に、平成7年10月19日に付加保険料の納付申出をしていることが確認できるとともに、元妻は、当該期間の保険料は納付済みである上、当該期間は2か月と短期間であり、申立人は、当該期間の保険料を納付するに至った経緯、納付状況等について具体的に説明しているほか、納付したとする金額は当時の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私は、昭和46年に結婚のために会社を退職した後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納めてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、国民年金に加入した昭和46年7月以降60歳到達時まで、申立期間及びその他の3か月の未納期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人が所持する国民年金手帳及び領収書により、申立期間の前後の期間の保険料は、いずれも納期限内に納付済みであるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月から48年3月までの期間及び48年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から49年3月まで

私の妻は、昭和50年12月に区の出張所で国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間のうち、昭和40年7月から48年3月までの期間及び48年10月から49年3月までの期間については、申立期間の国民年金保険料を一括で納付したとする50年12月当時、第2回特例納付が実施されており、当該期間は記録上強制加入期間である上、納付したとする金額は、当該期間の保険料を第2回特例納付及び過年度納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致している。さらに、区の職員から勧奨されて国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと経緯を具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間は第2回特例納付対象期間ではないことに加えて、納付したとする時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和40年7月から48年3月までの期間及び48年10月から49年3月までの期間
の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から54年6月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの期間については、申立人は、当該期間の直前の国民年金保険料を納付している。また、住民登録上同じ住所地だったとする申立人、申立人の夫及び義妹の3人は、申立人が婚姻した40年4月から当該期間の直前の50年12月まで納付済み期間及び未納期間がすべて一致している上、申立人の夫及び義妹は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立人の当該期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和51年4月から54年6月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧である上、申立人の被保険者名簿には、当該期間中の54年4月に「不在被保険者整理結果通知」と記載されており、申立人に対し当時納付書が送付されていなかったと考えられる。また、申立人の夫及び義妹は、当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から同年 5 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が還付され、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 45 年 1 月については、申立人の年金記録によると、厚生年金保険の被保険者期間との重複整理がされるまでは、申立期間を含む昭和 43 年 4 月から 57 年 9 月までの期間は、すべて納付済みであったことが確認できる。62 年に、45 年 1 月 24 日取得、同年 6 月 1 日喪失の厚生年金保険との重複に伴い、同年 1 月から同年 5 月までの期間の保険料相当額が還付され、次いで、平成 20 年に、昭和 44 年 2 月 1 日取得、45 年 1 月 1 日喪失の厚生年金保険との重複に伴い、44 年 2 月から同年 12 月までの期間の保険料相当額が還付されたため、国民年金の被保険者資格が同月得喪となり、結果として 45 年 1 月が未納となったことが確認できる。このため、申立期間のうち当該未納となっている 45 年 1 月については、保険料を徴収しなければならないものであり、還付すべき過誤納金は無かったのであるから納付済みにする必要がある。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 45 年 2 月から 5 月までの期間については、社会保険庁の記録には、還付対象期間、還付金額、還付理由、還付決定日、支払先金融機関及び口座番号、送金通知書作成日等が明確に記録されており、当該記録内容に不合理な点は見当たらないなど、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 45 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和42年8月、同年10月から44年3月までの期間及び45年12月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から44年3月まで
② 昭和45年12月から48年3月まで

私は、昭和42年8月に会社を退職後すぐに母が区役所で国民年金と国民健康保険の加入手続をして、国民年金の保険料を納付してくれていた。申立期間②についても、会社を退職後すぐ自分で国民年金の切替手続をして保険料を納付した。結婚後は、私が夫の国民年金の加入手続をして、その後二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をおおむね納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

申立期間①については、国民年金と同時に加入したとする国民健康保険についてその加入日が、昭和42年8月1日と国民年金の資格取得日と同一であることが確認できる上、申立人の国民年金の保険料を納付していたとする申立人の母親及び同居の父親は、申立期間と同じ期間の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和42年9月は、厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことは明らかであることから、当該期間の記録の訂正を行うことはできない。

申立期間②については、申立人の所持する国民年金手帳等から国民年金の再加入手続を昭和45年12月に行っていることが推認でき、申立人の保険料

の納付方法等の記憶が具体的である上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致する。また、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は結婚後の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 8 月、同年 10 月から 44 年 3 月までの期間及び 45 年 12 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から50年3月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで

私は、昭和44年10月に小売業の家に嫁ぎ、そのころ店に来ていた信用金庫の職員に、義父が店の売り上げと一緒に家族全員の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号払い出し後は、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付しており、納付意識は高かったものと考えられる上、厚生年金保険から国民年金への切替及び3号から1号への種別変更手続を適切に行っている。

また、申立期間は、それぞれ6か月及び3か月と短期間である上、申立期間の前後の期間は納付済みとなっている。さらに、申立人の納付方法等の記憶は具体的である。加えて、申立期間①については、申立期間の保険料と一緒に納付したとする義母の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで

私は、結婚後市役所で国民年金の加入手続をした。会社を退職後 12 か月間の未納期間があったので、その分の納付書も一緒に書いてもらい、納付書は夫に渡し、国民年金の保険料は後日夫が自分の保険料と一緒に納付してくれた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後は申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 12 か月と短期間である上、申立期間の直後の保険料は現年度納付されている。さらに、納付書の入手方法、納付方法等に関する申立人の記憶は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで

私は、昭和54年ごろ、区役所からの通知で、年金の受給資格期間を満たすためには、すぐに納付し始めなければならない時期である事を知り、母親が国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後は申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、申立期間の前後は納付済みとなっており、国民年金手帳記号番号払い出し前の昭和52年4月から53年3月までの期間についても過年度納付を行っている。さらに、申立人の、国民年金への加入の契機、加入場所、加入時期や申立人の保険料を納付していた母親から申立人が聞いた保険料の納付方法、納付場所は具体的である上、当時の納付方法等と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、国民年金保険料は、妻が集金に来ていた区職員に国民年金手帳と現金を渡し納付していた。申立期間も同様に来ていた区職員に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年4月から申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、申立期間前後の保険料は、納付済みである。さらに、保険料の納付方法、納付場所等の申立人の保険料を納付したとする妻の記憶は具体的である上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致している。加えて、申立人は申立期間前後を通して住所変更等の生活状況の変化もないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、国民年金保険料は、集金に来ていた区職員に国民年金手帳と現金を渡し納付していた。申立期間も同様に来ていた区職員に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年4月から申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、申立期間前後の保険料は、納付済みである。さらに、保険料の納付方法、納付場所等の申立人の記憶は具体的である上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致している。加えて、申立人は申立期間前後を通して住所変更等の生活状況の変化もないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から62年8月まで

私が昭和62年9月に就職した後、就職前の期間の未納となっていた私の国民年金保険料の督促状が届き、母が納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和62年4月から同年8月までの期間については、平成元年5月に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録から確認でき、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和63年10月以降の国民年金保険料はすべて現年度納付されていることから、過年度納付書の対象となった期間は、過年度納付書が作成された平成元年5月時点で時効にかからない昭和62年4月から同年8月までの期間であったと考えられる。また、申立人の保険料を納付したとする母親が記憶している保険料額は、当該期間の保険料を2か月分及び3か月分に分けて過年度納付した場合の金額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和61年10月から62年3月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金加入手続を行ったとする母親は加入時期の記憶が不明確である上、過年度納付書が作成された平成元年5月時点では、昭和61年10月から62年3月までの保険料は時効により過年度納付することができないなど、母親が、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年7月から同年12月までの期間及び45年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年11月から41年12月まで
② 昭和45年7月から同年9月まで

私の姉は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納めてくれていた。姉がきちんと納めてくれていたはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和41年7月から同年12月までの期間については、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料を納付していたとする申立人の姉は当該期間の保険料を納付済みであること、姉が申立人の保険料と一緒に納めていたとする義兄は43年9月に時効にかからない41年7月から同年12月までの保険料を過年度納付していることが特殊台帳で確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間の前後の期間は納付済みである上、一緒に保険料を納付していたとする姉及び義兄の保険料は納付済みであるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和40年11月から41年6月までの期間については、姉が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする姉は、加入手続や納付状況についての記憶が不明確である上、上記の義兄の保険料が過年度納付された43年9月時点では、当該期間は

時効により保険料を納めることができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の姉が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年7月から同年12月までの期間及び45年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年12月から49年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から44年12月まで
② 昭和48年12月から49年5月まで

私の婚姻前の国民年金は、父が加入手続を行い、姉の分と一緒に私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②については、私が区役所出張所で保険料を納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、離婚し復縁するまでの期間であり、実家に戻って区役所出張所で国民年金保険料を納付していた状況について具体的に説明している上、保険料を納付したとする区役所出張所は、当時開設されており、保険料の収納を行っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であること、申立人の国民年金手帳の記号番号は、婚姻後の昭和46年6月頃に配偶者と連番で払い出されており、当時は両親と別居していたことなど、父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年12月から49年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月の定額保険料と同年10月から50年1月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年12月(定額保険料分)
② 昭和48年10月から50年1月まで(付加保険料分)

母は、私の海外留学中に私の国民年金の加入手続をし、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が海外留学をしていたとする申立期間については、申立人の戸籍附票により日本に住民票があったことが確認できることから、申立人の国民年金保険料を納付することは可能であった。

申立期間①については、1か月と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みである上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間直前の昭和48年10月に払い出されており、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

また、申立期間②については、申立人は、昭和48年9月分の付加保険料を納付していることから、同年同月に付加保険料納付の申出を行ったと考えられる上、申立人の保険料を納付していたとする母親は、当該期間の自身の保険料が納付済みで、49年2月分からは付加保険料も納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 52 年 3 月までの期間及び 61 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められ、平成 4 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 6 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 61 年 10 月から同年 12 月まで
③ 平成 4 年 4 月から同年 9 月まで

私の国民年金保険料は、申立期間①については、自宅に来た集金人に、申立期間②は夫が自宅に届いた納付書により納付し、申立期間③は直前の期間の保険料を追納した時には知らされなかったが、免除期間のはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、任意加入により当該期間当初の昭和 51 年 7 月に払い出されていること、自宅に来訪した区役所職員から説明を受け、国民年金に加入し、徴収員に保険料を納付していたとする申立人の説明は、申立人が当時居住していた区における当時の勧誘及び納付方法と一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②については、当該期間は 3 か月と短期間であり、当該期間直前の期間の保険料は納付済みである上、当該期間の保険料を一緒に納めていたとする申立人の夫は、自身の保険料が納付済みであるなど、申立人の当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

さらに、申立期間③については、申立人及び申立人の夫は、当該期間直前の昭和 62 年 1 月から平成 4 年 3 月までの 5 年間の保険料を毎年度免除申請していること、申立人は、当該期間直後の 4 年 10 月から 5 年 9 月までの国民年金保険料領収証書を所持しており、申立人の夫が年度途中で区役所に連絡し

て、保険料納付を開始したと説明していることなど、当該期間は免除期間であったとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 51 年 6 月から 52 年 3 月までの期間及び 61 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められ、平成 4 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和37年2月時点では、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であり、印紙検認により区の集金人に保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 12 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を区の出張所で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 1 月から 60 歳になるまで申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 12 か月と短期間である。また、申立人が納付書により保険料を納付したとする方法は、当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする区の出張所は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から52年6月までの期間及び53年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年7月から52年6月まで
② 昭和53年4月から54年3月まで

私の妻は、婚姻した昭和38年から私が60歳になるまで夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間の前後の期間は納付済みであり、申立期間はそれぞれ12か月と短期間である。また、申立人の妻が申立人の保険料を納付したとする郵便局は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、平成3年4月から5年11月までの保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から43年3月まで
② 平成2年4月から同年6月まで
③ 平成2年10月から3年3月まで
④ 平成3年4月から5年11月まで

私は、20歳になった昭和38年に区から加入勧奨の手紙がきたので、すぐに国民年金の加入手続をし、申立期間①の国民年金保険料を納付してきた。また、保険料の免除を申請した平成3年に未納となっている期間があると言われ、長女の保険料と一緒に申立期間②及び③の保険料をさかのぼって納付した。その後、平成5年に正社員として会社に就職するまで毎年1回保険料の免除申請手続をしてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、当該期間の直前の国民年金保険料を免除されており、直後の保険料を納付している。また、申立人が平成3年にさかのぼって納付したとする金額は、申立人の当該期間及び納付済みとされている当該期間直後の平成2年7月から同年9月までの期間の保険料額に、長女の納付済みとされている2年4月から同年7月までの期間の保険料額を加えた額とおおむね一致する上、申立期間④当初の免除申請手続の際に未納となっていた保険料を過年度納付したとする経緯の説明は具体的である。さらに、申立人が保険料を納付していたとする長女は、当該期

間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び③については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間①の保険料の納付場所の記憶が曖昧である。また、上述の平成3年にさかのぼって納付したとする保険料の金額は、上述の納付期間に加えて申立期間③の保険料を納付した場合の金額と大きく相違するなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年3月時点では、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間④については、毎年1回区役所で免除申請を行ったとする説明は、申請免除手続の方法と合致している上、上記1のとおり、免除申請手続及び過年度納付の経緯を具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

3 その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

また、平成3年4月から5年11月までの保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年6月から47年3月までの期間、48年4月から49年3月までの期間及び49年10月から50年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月から46年3月まで
② 昭和46年6月から47年3月まで
③ 昭和48年4月から49年3月まで
④ 昭和49年10月から50年9月まで

私の母は、私の申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③及び④については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間の前後の期間のうち、申立人が領収書を所持している期間については、保険料をすべて現年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年6月から47年3月までの期間、48年4月から49年3月までの期間及び49年10月から50年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から同年9月までの期間及び48年7月から49年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年8月から43年10月まで
② 昭和47年7月から同年9月まで
③ 昭和48年7月から49年9月まで

申立期間①の期間は母親が自身の国民年金保険料と一緒に納付していたはずであり、また申立期間②及び③の期間は夫が任意加入した昭和47年1月より区役所で途切れることなく納付していたはずである。上記の期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人の任意加入手続を行い、当該期間の保険料を納付したとする夫は、保険料の納付場所や納付方法等に関する記憶が具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は母親が自身の保険料と一緒に納付していたと説明しているが、母親は明治36年生まれで国民年金の適用除外者である上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、母親から当時の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち昭和47年7月から同年9月までの期間及び48年7月から49年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 40 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月から同年 9 月まで
② 昭和 40 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 43 年 4 月から 43 年 10 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を区役所本庁舎で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、昭和 37 年 8 月に払い出されていることが確認でき、この時点で、申立期間①のうち、37 年 4 月から同年 9 月までの期間の保険料を現年度納付することは可能であり、また、当該期間については 6 か月と短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

申立期間②については、当該期間は 3 か月と短期間で、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、当該期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和 37 年 3 月分については、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の手帳記号番号が払い出された時点からは過年度納付することが必要になるものの、申立人には当時、納付書によって過年度納付した記憶も無い。

また、申立期間③については、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続に関する記憶が曖昧である上、当該期間については、平成 15 年 8 月

に資格得喪記録が訂正されたことにより未加入期間から未納期間に整備されたものであり、当該整備時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち昭和37年4月から同年9月までの期間及び40年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から43年1月まで及び44年8月から46年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から49年3月まで

私の夫が、私の国民年金の加入手続時に過去5年分ほどの国民年金保険料を一括納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は2回払い出されており、最初の記号番号は実家が在する町で昭和36年6月に払い出され、当該記号番号により20歳となった同年*月から39年9月までの41か月分の国民年金保険料が納付済みとなっている。また、2回目の手帳記号番号は上京後に居住した区で50年12月に払い出され、当該新手帳記号番号により36年5月から41年12月までの68か月分の保険料が納付済みとなっている。

区で払い出された時点では、第2回特例納付が実施された時期であること、申立人の夫が過去5年ほどの保険料を一括納付したと説明していること、納付した保険料の額も当該期間の保険料を特例納付した場合の金額におおむね合致することから、申立人は第2回特例納付により当該期間の保険料を納付したと考えられる。

上記のとおり、旧年金手帳記号番号により保険料納付済みの昭和36年5月から39年9月までの期間は、新手帳記号番号により特例納付された期間と重複している記録となっているが、特例納付は、保険料納付済期間以外の期間について、先に経過した月の分から順次行うこととされている。このことから、新手帳記号番号による特例納付は、旧年金手帳記号番号による納付済期間後の昭和39年10月から、任意加入適用期間である43年2月から44年7

月までの期間を除く 68 か月分の保険料、すなわち 39 年 10 月から 43 年 1 月までの期間及び 44 年 8 月から 46 年 11 月までの期間の保険料を納付したとみなすのが相当である。

以上のことから、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 1 月から 43 年 1 月までの期間及び 44 年 8 月から 46 年 11 月までの期間の保険料を納付したものとすべきである。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 46 年 12 月から 49 年 3 月までの期間については、申立人の夫が一括納付したとする金額は、当該期間の保険料をも特例納付した場合の保険料額と大きく相違すること、当該期間の一部は第 2 回特例納付の対象期間ではないことなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 1 月から 43 年 1 月まで及び 44 年 8 月から 46 年 11 月までの保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から4年3月まで
② 平成9年4月及び同年5月

私は、国民年金に加入以来、国民年金保険料を納付しており、督促状が来た時は、区役所の窓口で手続をして保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、2か月と短期間であり、申立人は平成5年4月以降の国民年金保険料を当該期間を除きすべて納付している。また、申立人は、申立期間前後の保険料を過年度納付しており、そのいずれの時点においても当該期間の保険料を納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は保険料の納付時期についての記憶が曖昧である上、平成元年3月に転居した時点で不在処理をされていることから、申立人に当該期間の納付書が送達されていたとは考えられない。また、当該期間後の最初に保険料を納付したことが確認できる6年10月時点では当該期間は時効により保険料を納付することができないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成9年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月

私は、昭和47年に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年11月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間は1か月と短期間である上、申立人が転居した時の56年4月に住所の変更手続を行っていることが申立人の所持する手帳から確認でき、当該時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能である。さらに、申立期間の翌月の56年3月の保険料が現年度納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月から62年6月まで

私は、国民年金保険料を納付書により金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は7か月と短期間である。また、申立人が納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法及び過年度納付の方法と合致しており、納付したとする金融機関は、申立期間当時開設され、保険料の収納を取り扱っている上、納付したとする保険料の額は、当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。さらに、申立人は、申立人の夫が失業中だったとする昭和61年7月から62年6月までの期間のうち、申立期間を除く61年7月から同年11月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、申立期間の保険料だけ納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年9月まで

私は、国民年金に加入してから昭和58年10月に国民年金保険料の納付を免除されるまで保険料を納付してきた。また、免除された保険料も可能な限り追納してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び昭和58年10月から同年12月までの免除期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は9か月と短期間である。また、申立人が納付書により保険料を納付したとする郵便局は、申立期間当時開設され、保険料の収納を取り扱っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和43年4月から同年9月までの期間及び45年4月から46年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から同年9月まで
② 昭和45年4月から46年6月まで

私は、社宅に住んでいたとき、来訪した区役所職員から、国民年金の任意加入を勧められて加入手続を行った。加入当初は自宅を訪れた集金人に国民年金保険料を納め、しばらくしてからは区役所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年10月に国民年金に任意加入した後は、60歳到達時まで、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間はいずれも前後の期間の保険料が納付済みであるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 63 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 63 年 4 月まで

私は、結婚前に歯科医院で働いているときに、区役所で国民年金の加入手続をした際に 2 年分の国民年金保険料をさかのぼって納付し、その後も結婚するまで納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、2 年分をさかのぼって納付したとする国民年金保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致している上、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 62 年 10 月に払い出されており、申立期間の保険料を現年度及び過年度納付することが可能である。また、申立人が国民年金の加入を勧めたとする当時の同僚の手帳記号番号は 63 年 1 月に払い出されていること、同僚は、当時申立人から 2 年分の保険料を一括納付したことを聞いたと証言していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から43年3月まで

私は、市役所の職員に指導を受けて私達夫婦の国民年金加入手続を行い、夫婦二人分の過去の未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの期間については、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していること、申立人及び申立人の妻の国民年金手帳の記号番号は43年7月に夫婦連番で払い出されており、この払出時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和40年12月から41年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号が払い出された43年7月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年7月から43年3月まで

私の夫は、市役所の職員に指導を受けて私達夫婦の国民年金加入手続きを行い、夫婦二人分の過去の未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人及び申立人の夫の国民年金手帳の記号番号は昭和43年7月に夫婦連番で払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から8年3月まで

私の母は、区役所で私の国民年金保険料を20歳までさかのぼって納付できると言われたので、私の国民年金の加入手続きを行い、私の保険料を20歳までさかのぼって区役所で納付し、その後の保険料も納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、法定免除期間を除き、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、うち、申立期間直後の平成8年4月から20年3月までの保険料を前納している。また、申立人の保険料を納付したとする母親は、昭和62年2月以降60歳到達時まで自身の保険料をすべて納付済みである。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間中の平成6年6月ごろに払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料を過年度及び現年度納付することが可能であったこと、申立人の母親は、20歳までさかのぼって保険料を区役所で納付したと説明しており、申立人が居住していた区では、申立期間当時、過年度納付書を窓口で交付し、区役所内の金融機関で納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

私は、会社退職後の昭和45年4月に国民年金の加入手続を行った。その直後の婚姻期間中の国民年金保険料は、免除を受けた期間を除いて、自宅に来ていた集金人に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の納付記録をみると、申立期間以外にも複数回の未納期間が見られるが、申立人の国民年金手帳の記号番号は婚姻後の昭和45年6月に払い出されており、婚姻期間中の納付等に対応すると考えられる45年4月から50年3月までの期間については、申立期間、免除期間及び申立人が離婚直前で納付しなかったと説明する49年7月以降の期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は6か月と短期間である。

また、申立人が当時居住していた市では、申立期間当時に区役所職員による保険料の集金が行われていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から同年9月まで

私は、昭和53年8月に国民年金に加入し、区役所で国民年金保険料の納付に関する相談をし、47年9月までの未納期間の保険料をすべて納付した。当時、区役所で書いてもらった年金相談票が残っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年8月に国民年金に加入し、特例納付時に区役所職員に相談した際、80か月分を納付すれば47年9月まで納付済みになると言われて、未納期間の国民年金保険料を特例納付したと説明しており、申立人が所持する当該区役所職員が作成したと思われる年金相談票には、「既に納付済みの年月」、「特例納付により47年9月まで納付した場合の納付月数」及び「年金満額受給に不足する月数」が記載されている上、申立人は、第3回特例納付で80か月分を納付した領収書を所持しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 53 年 3 月まで

私の妻は、特例としてさかのぼって国民年金保険料を納付すれば厚生年金保険を国民年金に継続できると聞き、区役所出張所で夫婦の加入手続をし、夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和51年7月から53年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された53年10月時点で、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であり、申立人の妻がさかのぼって一括納付したと記憶している金額は、夫婦二人分の当該期間の過年度保険料額及び53年4月から同年9月までの期間の現年度保険料額の合計額とおおむね一致している。

しかしながら、申立期間のうち、昭和47年7月から51年6月までの期間については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、妻が一括納付したと記憶する保険料額は、上記の夫婦二人分の過年度及び現年度の保険料額に、申立人の当該期間の保険料及び妻の47年1月から51年6月までの未納期間の保険料を特例納付した場合の金額を加えた額と大きく異なるなど、妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年1月から53年3月まで

私は、特例としてさかのぼって国民年金保険料を納付すれば厚生年金保険を国民年金に継続できると聞き、区役所出張所で夫婦の加入手続をし、夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和51年7月から53年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された53年10月時点で、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であり、申立人がさかのぼって一括納付したと記憶している金額は、夫婦二人分の当該期間の過年度保険料額及び53年4月から同年9月までの期間の現年度保険料額の合計額とおおむね一致している。

しかしながら、申立期間のうち、昭和47年1月から51年6月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が一括納付したと記憶する保険料額は、上記の夫婦二人分の過年度及び現年度の保険料額に、申立人の当該期間の保険料及び夫の47年7月から51年6月までの未納期間の保険料を特例納付した場合の金額を加えた額と大きく異なるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 58 年 12 月まで
② 昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続をし、昭和*年に亡くなるまで私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、9 か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、国民年金手帳の記号番号が申立人と同時期に払い出され、申立人の父親が申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妹は、所持する領収書により、当該期間を含む昭和 59 年 12 月から 61 年 3 月までの保険料が 61 年 9 月に納付されていることが確認できるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号は、昭和 61 年 1 月以降に払い出されており、当該払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、父親が、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妹も当該期間の保険料は未納であるなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月から 42 年 4 月まで
② 昭和 47 年 6 月から 51 年 6 月まで
③ 昭和 59 年 4 月から 60 年 9 月まで

私は、昭和 35 年 3 月に会社を退職した後、転居した同年 10 月に市役所窓口で国民年金に加入した。その後、国民年金保険料は金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人は、昭和 58 年から 63 年までの確定申告書を所持しており、同申告書の社会保険料控除欄に記載されている 59 年及び 60 年の一人分の国民年金保険料の金額は、当時の国民年金保険料額とおおむね一致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 53 年 10 月に払い出されており、申立人は、当該払出時に申立期間②直後の 51 年 7 月までさかのぼって保険料を過年度納付するとともに、申立期間①直前の 36 年 4 月から 38 年 10 月までの保険料を第 3 回特例納付により納付していることが確認できるが、申立人は、当該特例納付等をしなければ 60 歳到達時まで保険料を納付したとしても受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数の保険料を特例納付等をしたものと考えられるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 59 年 4 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年9月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年9月から42年3月まで
② 昭和42年9月から43年3月まで

私は、昭和40年8月に会社を退職後、国民年金に加入し、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みである上、当該期間は7か月と短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和42年4月ごろに払い出されているが、申立人は、当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明している。また、申立人は、当該期間直後の42年4月から同年8月までの保険料を43年4月に納付していることが特殊台帳で確認できるが、当該納付時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である上、残りの期間は過年度納付となるため、区の集金人には保険料を納付することができず、申立人は納付書で当該期間の保険料を納付した記憶は無いと説明するなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年9月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、申立期間①については15万円、②については23万円、③については35万円及び④については28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額を、申立期間①については15万円、②については23万円、③については35万円及び④については28万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日
② 平成17年7月15日
③ 平成17年12月21日
④ 平成18年7月24日

A事務所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる賞与支払明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人が申立期間①、②、③及び④についてA事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間の賞与支払明細書に記載されている保険料控除額等から、申立期間①については15万円、②については23万円、③については35万円及び④については28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年9月10日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月21日から同年10月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社には、昭和53年4月1日から勤務しているので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された在籍証明書並びに同社の健康保険組合及び厚生年金基金加入記録から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し(平成3年10月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成3年7月の社会保険事務所からの記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主は平成3年8月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る3年8月及び同年9月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成3年8月から4年7月までの期間は47万円、同年8月は53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から4年9月30日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成3年8月から4年8月までの期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年8月から4年7月までの期間は47万円、同年8月は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった4年9月30日以降の同年11月5日に、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、3年8月は41万円、同年9月から4年8月までの期間は30万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成3年8月から4年7月までの期間は47万円、同年8月は53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和63年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月31日から同年6月1日まで

A社には、昭和63年5月末まで勤務したが、社会保険事務所の記録では資格喪失日が63年5月31日となっている。申立期間当時の給与明細を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び昭和63年6月分の給与明細書により、申立人は、A社に63年5月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書の厚生年金保険料控除額及び63年4月の社会保険事務所の記録から44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和63年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年12月から6年10月までの期間について、32万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成3年12月から6年10月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月1日から平成11年4月1日まで
厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和63年9月から平成元年9月までの標準報酬月額が28万円、同年10月から11年3月までの標準報酬月額が30万円であるとの回答をもらった。これらの期間においては月額60万円ほどの給与を支給されており、社会保険庁の記録にある標準報酬月額は現実とかけ離れている。申立期間に係る標準報酬月額を現実の支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社において保険料等の

控除が翌月支給の給与から行われているところ、申立人から提出のあった平成4年分及び6年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額から、申立期間のうち、3年12月から4年11月までの期間及び5年12月から6年10月までの期間は32万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成4年12月から5年11月までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間に係る給与所得の源泉徴収票の写しの提出はないが、4年分及び6年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額が同一額であることから、当該期間の保険料等の控除額も同一額であったと推認することができ、当該期間の厚生年金保険及び健康保険組合の保険料率並びに厚生年金基金の掛金料率が4年分及び6年分の当該率と同一であることから、32万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成6年11月については、同年10月の厚生年金保険の保険料率及び厚生年金基金の掛金料率が変更されているため、社会保険庁で記録されている標準報酬月額が、6年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額から計算される同年11月に係る標準報酬月額を超えていると認められることから、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

なお、申立期間のうち、平成3年12月から6年10月までの期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金基金の記録においても、申立人の標準報酬月額が30万円となっていることから、事業主が30万円を標準報酬月額として社会保険事務所に届け出たことが認められる。その結果、社会保険事務所は、32万円の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和63年9月から平成3年11月までの期間及び6年12月から11年3月までの期間については、申立人の主張する標準報酬月額の給与の支給及び当該額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

また、申立期間のうち、平成8年2月1日から9年12月31日までの期間について、申立人には、A社とは別の事業所における雇用保険の加入記録がある。このことについて、申立人は、当該期間当時、A社では勤務していなかったと供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及び関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうちの昭

和 63 年 9 月から平成 3 年 11 月までの期間及び 6 年 12 月から 11 年 3 月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月30日から同年7月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和59年6月30日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録から、申立人は、同社に昭和59年6月30日まで勤務していたことが認められ、また、同社は、「申立人の給与から昭和59年6月分の厚生年金保険料を控除した。当時の事務担当者の手続誤りと思われる。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和59年5月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が正しい届出を行っていないことを認めており、また、事業主が資格喪失日を昭和59年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会

保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和22年9月22日）及び資格取得日（23年11月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を22年9月から23年7月までは600円、同年8月から同年10月までは3,600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月22日から23年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、C社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には申立期間も継続して勤務し、給与明細書では厚生年金保険料が控除されているので、被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人は、A社B工場において昭和21年11月6日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、22年9月22日に資格喪失後、23年11月1日に同社B工場において再度資格取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人の妻から提出された昭和23年5月及び7月の分の給与明細書から判断すると、申立人が申立期間においてA社の関連会社であるC社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことが認められる。

なお、申立人自筆の職歴メモには、昭和21年10月21日にC社に入社し、23年11月23日に同社を退社した旨書かれているが、申立人は、21年11月6日から22年9月22日までの期間について、A社B工場における厚生年金保険の加入記録があることから、申立期間においても同社B工場における厚生年金保険の被保険者期間とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の前後の記録、申立人と同時期に入社した者の記録並びに申立人の妻から提出された昭和23年5月及び7月分の給与明細書の報酬額から、22年9月から23年7月までは600円、同年8月から同年10月までは3,600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が、社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和22年9月から23年10月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の平成7年10月から9年9月までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額は、59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から9年10月25日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成7年10月から9年9月までの標準報酬月額が、実際の支給額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年10月25日より後の同年10月27日に、申立人を含む取締役2人、監査役及び代表取締役の合計4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、7年10月から9年9月までの申立期間に係る標準報酬月額は、9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された平成9年8月分の給料支払明細書では、59万円の標準報酬月額に相当する支給額が確認できる。

また、A社の代表取締役、複数の従業員及び同社の顧問税理士だった者は、同社は、申立期間当時、資金繰りに苦勞していた旨供述しており、当該代表取締役は、「厚生年金保険料等の支払を滞納していたため、社会保険事務所から督促はあったと思う。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社に係る厚生保険特別会計債権消滅不納欠損決議書から、同社は、少なくとも平成8年5月には厚生年金保険料を含む社会保険料の支払を滞納していたことが認められ、9年9月26日には、社会保険事務所の職員が同社に訪問し、同年4月分の社会保険料を現金領収した旨の記載が確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間において、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役、複数の従業員、同社の顧問税理士だった者及び同社の社会保険事務を委託されていた社会保険労務士は、申立人は現場監督として勤務しており、社会保険関係の業務には従事していなかった旨供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の59万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額については、平成4年4月から5年4月までは53万円、同年5月から同年8月までは38万円に訂正することが必要である。

また、上記期間のうち、平成5年5月については、申立人が主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該月の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の平成5年5月に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から5年9月30日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、平成4年4月から5年8月までの標準報酬月額が、実際に受け取っていた給料の月額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。当時の給料明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額については、当初、平成4年4月から5年4月までは53万円、同年5月から同年8月までは38万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年9月30日以降の6年3月29日に、申立人を含む7人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準

報酬月額は、4年4月から5年1月までは36万円に、同年2月から同年8月までは30万円に訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給料明細書により、申立人の給料支給額が、平成4年4月から5年4月までは標準報酬月額53万円、同年5月から同年8月までは標準報酬月額50万円に相当することが確認できることから、社会保険事務所において、上記のような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記のような記録訂正処理は有効なものとは認められず、申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年4月から5年4月までは53万円、同年5月から同年8月までは38万円とすることが必要と認められる。

一方、申立人から提出された給料明細書から、申立人は、平成4年4月から5年5月までは53万円、同年6月から同年8月までは38万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間のうちの5年5月に係る標準報酬月額は、同年5月分の給料明細書において確認できる給料支給額から、50万円とすることが妥当である。

なお、当該標準報酬月額に見合う保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から9年11月30日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成7年11月から9年10月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年11月30日より後の同年12月5日付けで、申立人の標準報酬月額は、平成7年11月から9年10月までの期間、59万円から9万8,000円に遡及^{そきゅう}して引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の経理担当の取締役及び申立人の部下であった従業員は、申立人は総務部長であり、社会保険事務を担当していなかったと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年4月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の標準報酬月額が実際にもらっていた給与支給額に見合う標準報酬月額より低いことが分かったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の申立期間に係る被保険者標準報酬決定通知書を見ると、平成8年5月から7月までの3か月間の「平均額」が13万7,666円、「決定後の標準報酬月額」が13万7,000円に線を引かれ13万4,000円と記載されている。しかし、同決定通知書に記載された8年5月から7月までの3か月間の報酬額を合計すると44万3,000円になり、3か月間の「平均額」は14万7,666円であるため、申立人の正しい「決定後の標準報酬月額」は15万円であると認められる。

一方、社会保険事務所は、同決定通知書の記載内容を十分確認し標準報酬月額を15万円に決定すべきであったにもかかわらず、確認不十分のまま平成8年9月3日付けで13万4,000円に決定したものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、15万円であるにもかかわらず、社会保険事務所は、事務処理を誤って標準報酬月額を決定したと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から5年7月28日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。標準報酬月額の引き下げについては、全く関知していないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が適用事業所に該当しなくなった平成6年3月28日以降の同年4月5日付けで、申立人の4年6月から5年6月までの標準報酬月額が53万円から8万円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿から、申立人は、当該訂正処理日前の平成5年7月31日に代表取締役を辞任していることが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、当該訂正処理日には別の事業所で勤務していたことが確認できる。

また、A社の親会社であるB社の役員から、「申立人は、A社の代表取締役を辞任後すぐに同社を退職して、別会社を設立しており、当該訂正処理には関与しておらず、当該訂正処理について説明を受けたりすることも無かったと思う。」との供述から、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該事務処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年6月から5年6月までを53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月13日から10年3月21日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が適用事業所に該当しなくなった平成10年3月21日以降の同年8月27日付けで、申立人を含む二人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、9年1月から10年2月までの期間について、22万円から9万2,000円へと訂正されていることが確認できる。そして、A社の複数の従業員の供述により、申立人は、当該訂正処理に関与しておらず、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、22万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年8月及び9月、11年10月から15年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成8年8月及び同年9月は41万円、11年10月から同年12月までは38万円、12年1月から15年8月までは41万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成8年8月及び同年9月、11年10月から15年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月1日から15年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額よりも低く記録されていることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成8年8月から11年9月までは38万円、11年10月から15年8月までは28万円となっている。

しかし、申立人から提出のあった給与支払明細書により、申立人は、申立期間のうち、その主張する標準報酬月額(平成8年8月及び同年9月は41万円、8年10月から11年12月までは38万円(ただし、8年10月から

11年9月までは上記のとおり社会保険庁の記録と一致)、12年1月から15年8月までは41万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人は、平成10年11月28日から15年10月29日まで、A社の取締役として勤務していたことが同社の商業登記簿謄本から確認できるが、当時の事業主が「申立期間当時は、厚生年金保険料を滞納していたので、自分が社会保険事務所と滞納保険料の整理について交渉し、標準報酬月額を減額して社会保険事務所に届け出た。申立人は取締役であるがB職以外の業務には就いておらず、同人に対して、こうした減額処理については説明していない。」旨、また、申立人は「私は、取締役にはなったが、現場で配送業務に従事していた。標準報酬月額を減額することについて知らなかった。」旨それぞれ供述している。さらに、当該事業所において申立人の雇用保険の加入記録が認められることなどから、申立人が、保険料納付義務を履行していないことを知っていた又は知り得る状態であったとは認められない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が給与から控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該事案の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、平成8年8月及び同年9月は41万円、11年10月から同年12月までの期間は38万円、12年1月から15年8月までの期間は41万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所の厚生年金保険料に係る納入告知書に基づいて納付していたと供述しており、また、給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁の記録にある標準報酬月額が長期間にわたって一致していないことから、事業主は、給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

なお、申立期間のうち、平成8年10月から11年9月までの期間については、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められるが、当該期間については、社会保険庁で記録されている標準報酬月額と給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見

合う標準報酬月額が同額であることが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事務所における資格取得日に係る記録を昭和28年8月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28年8月から29年4月までの期間は8,000円、同年5月から同年7月までの期間は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月30日から29年8月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和23年から40年1月30日まで勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の退職金計算書に、在職期間が昭和23年2月1日から40年1月30日まで勤続17年と記載されており、また、申立期間の同僚の供述からも、申立人は、申立期間も同社で継続して勤務していたことが認められる。

さらに、B社本社の人事総務部長は、「申立人は、申立期間も継続して勤務しており、厚生年金保険料も継続して控除していたと思う。」と供述し、また、A社C事務所の当時の厚生年金保険事務担当者も、「申立人が申立期間も保険料を控除されていたと思う。」と供述しており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 28 年 7 月及び 29 年 8 月の社会保険事務所の記録から、28 年 8 月から 29 年 4 月までの期間については 8,000 円（当時の上限額）、同年 5 月から同年 7 月までの期間については 1 万 8,000 円（当時の上限額）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は、保険料を納付したか否かについて不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間について資格喪失日（昭和28年9月29日）及び資格取得日（31年9月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月29日から31年9月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和21年5月に入社し、48年に退職するまで継続して勤務しており、同社の在籍証明書もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和21年5月1日に厚生年金保険の資格を取得し、28年9月29日に資格を喪失後、31年9月1日に同社において再度資格を取得しており、28年9月から31年8月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社の在籍証明書及び複数の従業員の供述により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。そして、同社の当時の事業主及び複数の給与事務担当者は、申立期間当時、同社では本社において給与計算事務を行い、東京営業所に転勤した従業員も含めた全員から厚生年金保険料を控除しており、申立人のみ控除していないこ

とはあり得ないと供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の申立人の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年9月から31年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和60年9月29日）及び資格取得日（60年11月13日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、60年9月は44万円、同年10月は47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月29日から同年11月13日まで
社会保険庁の年金記録案内により、A社に船長として勤務した期間のうち、申立期間について船員保険の加入記録が無いことがわかった。申立期間も同社から給料を受け取っており、船員保険料が給与から控除されていたはずであるので、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和48年3月11日に船員保険の資格を取得し、60年9月29日に資格を喪失後、同年11月13日に同社において再度資格を取得しており、同年9月及び同年10月の申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社は、平成6年3月に解散しており、当時の従業員に係る資料は保存されておらず、申立人の勤務の状況及び船員保険料の控除について確認できないものの、申立期間当時におけるA社の船員保険事務の担当者が「申立人は、申立期間もA社の固有船員（社員船員）としての身分を有し、同社に在籍していた。」旨供述しているほか、申立人が提出した船員手帳の記録及び申立人が叙勲受章の際に作成したとする乗船履歴書の記録な

どから、申立人は申立期間において、同社に在籍し、船員保険被保険者資格を有していたと認められる。

また、申立人が、A社において昭和48年3月11日に船員保険の資格を取得後、上記乗船履歴書によれば、有給休暇や新造船の艀装員及び傷病休暇を取得した記録が9回（最短で1月と7日、最長で1年と2日）記録されているが、船員保険の資格を喪失した記録は一度も無い。さらに、申立人が、21年2月22日に船員保険の資格を取得した以降、A社において船員保険の資格を取得した48年3月11日までの履歴書においても、A社等において船員保険の被保険者であった期間における10回の有給休暇等の記録があるものの、船員保険は継続していることが認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前の社会保険事務所の記録から、昭和60年9月は44万円、同年10月は47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和60年9月及び同年10月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成12年1月から13年12月までは56万円に、14年1月は50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月1日から14年2月1日まで
社会保険事務所の訪問により、A社に取締役として勤務した期間のうち、平成12年1月から14年1月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成12年1月から13年12月までは56万円、14年1月は50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成14年2月1日）以降の同月15日に、申立人を含む取締役5名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、上記の56万円及び50万円から、平成12年1月から14年1月まで26万円へと訂正されていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、平成13年2月26日から14年1月31日まで、A社の取締役として務めていたことが同社の商業登記簿謄本等から確認できるが、当時の同社の代表取締役が「社会保険事務所と会社との窓口には責任者である

自分に対応しており、厚生年金保険料の滞納等について交渉していた。当時、申立人は、取締役就任していたが子会社の経営に専念しており、社会保険事務には関与していない。」旨供述していること、また、申立人は14年1月31日に取締役を退任しており、上記標準報酬額の記録がさかのぼって減額訂正された同年2月15日には取締役ではないことから、申立人が、自身等の標準報酬月額の見直し処理に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成12年1月から13年12月までは56万円及び14年1月は50万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成9年4月から10年1月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から10年2月28日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では営業担当の役員として勤務していたが、社会保険事務には関与していなかったため、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成9年4月から10年1月までは59万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった10年2月28日の後の同年3月5日の処理日で、9万8,000円に訂正されており、同処理日において被保険者であった4名中、申立人を含む4名全員の記録がさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の複数の従業員は、申立人は営業担当の取締役であり、社会保険関係の業務には従事していなかったと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が、社会保険事務所に当初届け出た59万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成11年4月から同年12月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月1日から12年1月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額となっていない。同社では、営業担当の役員として勤務していたが、社会保険事務には関与していなかったため、同期間の標準報酬月額を、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録によると、当初、申立人が主張する44万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成12年1月31日の後の同年2月15日を処理日として、11年4月1日にさかのぼって9万8,000円に訂正処理されており、同処理日において、被保険者であった28名中、申立人を含む5名の記録が11年4月1日（事業主については、平成10年7月1日）、にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は申立期間当時、A社の取締役であったことが確認できるが、同社の複数の役員及び従業員は、申立人は営業担当の取締役であり、社会保険関係の業務には従事していなかったと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立人の申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が、社会保険事務所に、当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成4年3月から6年1月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から6年2月21日まで

A社に監査役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額となっていない。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録によると、当初、申立人が主張する50万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年2月21日の後の同年4月5日を処理日として、4年3月1日にさかのぼって8万円に訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は申立期間当時、同社の監査役であったことが確認でき、また、同社の複数の従業員は、申立人が経理事務担当者で、社会保険手続も行っていたと供述しているが、雇用保険の記録によると、申立人は、平成6年3月5日に被保険者資格を喪失し、その後、失業給付を受けていることが確認でき、申立人は、6年4月5日の記録訂正処理が行われた時点では、既に同社を退職していたものと認められ、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が、社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月1日から13年3月6日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年9月から13年2月までの期間は50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年3月6日以降の同年3月7日に、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、9年9月から12年9月までの期間は9万2,000円、同年10月から13年2月までの期間は9万8,000円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る閉鎖事項全部証明書により、取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役及び申立人が記憶していた同僚が、「申立人は設計業務を担当しており、社会保険事務にはかかわっていなかった。」旨供述していることから、申立人は、標準報酬月額の訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があ

ったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 50 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月1日から13年3月6日まで

社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年9月から13年2月までの期間は50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年3月6日以降の同年3月7日に、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、9年9月から12年9月までの期間は9万2,000円、同年10月から13年2月までの期間は9万8,000円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る閉鎖事項全部証明書により、取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役が、「申立人は営業を担当しており、社会保険事務にはかかわっていなかった。」旨供述していることから、申立人は、標準報酬月額の訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があ

ったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 50 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、昭和55年6月21日であると認められることから同社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月21日から同年6月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和48年3月に入社以来、支店間の異動はあったが、同社には継続して勤務しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の従業員名簿及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していることが確認できる。

一方、厚生年金基金の加入記録においては、申立人のA社における資格喪失日は、昭和55年6月21日であることが確認でき、また、B社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和55年6月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は、昭和59年3月21日であると認められることから同社における厚生年金保険の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月21日から同年4月2日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和48年4月に入社以来、支店間の異動はあったが、同社には継続して勤務しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の従業員名簿、雇用保険の加入記録及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していることが確認できる。

一方、厚生年金基金の加入記録においては、申立人のA社における資格取得日は、昭和59年3月21日であることが確認でき、また、B社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和59年3月21日に被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、平成2年8月21日であると認められることから同社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月21日から同年8月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和60年4月に入社以来、支店間の異動はあったが、同社には継続して勤務しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の従業員名簿及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していることが確認できる。

一方、厚生年金基金の加入記録においては、申立人のA社における資格喪失日は、平成2年8月21日であることが確認でき、また、B社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が平成2年8月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、昭和49年12月1日であると認められることから同社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月21日から同年12月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和44年8月に入社以来、支店間の異動はあったが、同社には継続して勤務しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の従業員名簿及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していることが確認できる。

一方、厚生年金基金の加入記録においては、申立人のA社における資格喪失日は、昭和49年12月1日であることが確認でき、また、B社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和49年12月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は昭和58年10月21日、資格喪失日は同年11月21日であると認められることから、同社における厚生年金保険の資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年10月21日から同年11月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和48年4月に入社以来、支店間の異動はあったが、同社には継続して勤務しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の勤務期間証明書、雇用保険及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していることが確認できる。

一方、厚生年金基金の加入記録においては、申立人のA社における資格を昭和58年10月21日に取得し、同年11月21日に資格喪失していることが確認でき、また、B社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和58年10月21日に被保険者資格を取得し、同年11月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、昭和48年7月2日であると認められることから同社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月21日から同年7月2日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和46年4月に入社以来、支店間の異動はあったが、同社には継続して勤務しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の勤務期間証明書及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していることが確認できる。

一方、厚生年金基金の加入記録においては、申立人のA社における資格喪失日は、昭和48年7月2日であることが確認でき、また、B社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和48年7月2日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、6万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場（現在は、C社B工場）における資格喪失日は、昭和50年12月21日であると認められることから同社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月21日から同年12月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、D社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和40年3月に入社以来、支店間の異動はあったが、同社には継続して勤務しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社の勤務期間証明書、雇用保険及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していることが確認できる。

一方、厚生年金基金の加入記録においては、申立人のA社における資格喪失日は、昭和50年12月21日であることが確認でき、また、D社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和50年12月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、昭和51年11月21日であると認められることから同社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、14万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月21日から同年11月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和48年4月に入社以来、支店間の異動はあったが、同社には継続して勤務しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の勤務期間証明書及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していることが確認できる。

一方、厚生年金基金の加入記録においては、申立人のA社における資格喪失日は、昭和51年11月21日であることが確認でき、また、B社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和51年11月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、昭和51年5月21日であると認められることから同社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月21日から同年5月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和45年4月に入社以来、支店間の異動はあったが、同社には継続して勤務しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の勤務期間証明書及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していることが確認できる。

一方、厚生年金基金の加入記録においては、申立人のA社における資格喪失日は、昭和51年5月21日であることが確認でき、また、B社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和51年5月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、昭和54年6月21日であると認められることから同社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月21日から同年6月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和41年3月に入社以来、支店間の異動はあったが、同社には継続して勤務しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の勤務期間証明書及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していることが確認できる。

一方、厚生年金基金の加入記録においては、申立人のA社における資格喪失日は、昭和54年6月21日であることが確認でき、また、B社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和54年6月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、平成2年8月21日であると認められることから同社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月21日から同年8月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和62年4月に入社以来、支店間の異動はあったが、同社には継続して勤務しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の従業員名簿及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していることが確認できる。

一方、厚生年金基金の加入記録においては、申立人のA社における資格喪失日は、平成2年8月21日であることが確認でき、また、B社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が平成2年8月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B部（現在は、C社）における資格喪失日及び同社D部における資格取得日は、昭和49年11月1日であると認められることから、厚生年金保険の資格喪失日及び取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、10万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月31日から同年11月2日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、C社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和46年4月に入社以来、支店間の異動はあったが、同社には継続して勤務しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の従業員名簿及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していることが確認できる。

一方、厚生年金基金の加入記録においては、申立人のA社における資格喪失日及び同社D部における資格取得日は、昭和49年11月1日であることが確認でき、また、C社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和49年11月1日に被保険者資格を喪失し、取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、昭和55年3月21日であると認められることから同社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、17万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月22日から同年3月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和48年4月に入社以来、支店間の異動はあったが、同社には継続して勤務しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の従業員名簿、雇用保険及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していることが確認できる。

一方、厚生年金基金の加入記録においては、申立人のA社における資格喪失日は、昭和55年3月21日であることが確認でき、また、B社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和55年3月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、17万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、平成2年8月21日であると認められることから同社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月21日から同年8月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和49年4月に入社以来、支店間の異動はあったが、同社には継続して勤務しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の従業員名簿及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していることが確認できる。

一方、厚生年金基金の加入記録においては、申立人のA社における資格喪失日は、平成2年8月21日であることが確認でき、また、B社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が平成2年8月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、36万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、平成2年8月21日であると認められることから同社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月21日から同年8月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。平成2年4月に入社以来、支店間の異動はあったが、同社には継続して勤務しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の従業員名簿及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していることが確認できる。

一方、厚生年金基金の加入記録においては、申立人のA社における資格喪失日は、平成2年8月21日であることが確認でき、また、B社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が平成2年8月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、16万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、平成2年8月21日であると認められることから同社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月21日から同年8月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。平成2年4月に入社以来、支店間の異動はあったが、同社には継続して勤務しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の従業員名簿及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していることが確認できる。

一方、厚生年金基金の加入記録においては、申立人のA社における資格喪失日は、平成2年8月21日であることが確認でき、また、B社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が平成2年8月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、16万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、昭和50年11月21日であると認められることから同社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年10月21日から同年11月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和50年4月に入社以来、支店間の異動はあったが、同社には継続して勤務しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の従業員名簿、雇用保険及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していることが確認できる。

一方、厚生年金基金の加入記録においては、申立人のA社における資格喪失日は、昭和50年11月21日であることが確認でき、また、B社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和50年11月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、平成2年8月21日であると認められることから同社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、34万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月21日から同年8月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和52年4月に入社以来、支店間の異動はあったが、同社には継続して勤務しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の従業員名簿及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していることが確認できる。

一方、厚生年金基金の加入記録においては、申立人のA社における資格喪失日は、平成2年8月21日であることが確認でき、また、B社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が平成2年8月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、34万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、昭和48年5月7日であると認められることから同社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月21日から同年5月7日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和45年3月に入社以来、支店間の異動はあったが、同社には継続して勤務しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の勤務期間証明書及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していることが確認できる。

一方、厚生年金基金の加入記録においては、申立人のA社における資格喪失日は、昭和48年5月7日であることが確認でき、また、B社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和48年5月7日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、昭和49年3月9日であると認められることから同社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月22日から同年3月9日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和47年4月に入社以来、支店間の異動はあったが、同社には継続して勤務しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の従業員名簿及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していることが確認できる。

一方、厚生年金基金の加入記録においては、申立人のA社における資格喪失日は、昭和49年3月9日であることが確認でき、また、B社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和49年3月9日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、8万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

平成4年7月から同年11月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

平成4年12月31日から6年10月1日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、5年6月11日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月21日から同年12月31日まで
② 平成4年12月31日から6年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、全喪後に引き下げられており、また、申立期間②が未加入となっていることが分かった。

しかし、同社に勤務していた時に給与が下がったことはなく、また、平成6年9月末日まで勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確かなので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年7月から同年11月までは53万円と記録されていたところ、同社が5年5月31日に厚生年金保険の適用事業

所でなくなった後の同年6月10日及び同年6月11日に、申立人を含む15名の役員及び従業員の標準報酬月額^{てきゅう}の記録が遡^{てきゅう}及訂正されて引き下げられており、申立人の場合、4年7月から同年11月まで8万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このような遡^{てきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の登記簿謄本により取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役は、申立人は営業の役員として勤務しており、社会保険事務の手續にはかかわっていなかったことを供述していることから、申立人は、標準報酬月額^{てきゅう}の遡^{てきゅう}及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の53万円とすることが妥当である。

次に、申立期間②については、社会保険事務所の記録では、A社は、平成5年5月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされている。しかし、同社が適用事業所でなくなった後の同年6月11日に、申立人を含め2名^{てきゅう}が遡^{てきゅう}及して4年12月31日に被保険者資格を喪失しているが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年12月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所の処理日と同日の5年6月11日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、訂正前の社会保険庁のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

他方、申立期間②のうち、平成5年6月12日から6年10月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及びA社事業主の供述から、申立人が、当該期間のうち、平成6年3月31日まで同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、平成5年5月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該申立期間は適用事業所となっていない。また、事業主は、同社が適用事業所でなくなった手続を行った後は厚生年金保険料を給与から控除していないと供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、平成5年6月12日から6年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日（31年3月31日）に係る記録を同年4月1日に、同社同支店における資格取得日（昭和32年9月1日）に係る記録を同年8月1日に訂正し、31年3月の標準報酬月額を5,000円、32年8月の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和31年3月31日から同年4月1日までの期間については履行していないと認められ、32年8月1日から同年9月1日までの期間については明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和32年8月1日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の記録が無いとの回答をもらった。A社には昭和28年3月27日から35年3月31日まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

従業員の供述及びB社からの回答から判断すると、申立人が昭和28年3月27日から申立期間①及び②も含め、A社に継続して勤務し（昭和31年4月1日に同社C支店から同社本社に、32年8月1日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年2月及び32年9

月の社会保険事務所の記録から、31年3月は5,000円、32年8月は9,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和31年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が残っていないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日（昭和43年3月19日）に係る記録を同年4月1日に、同社における資格取得日（昭和44年10月1日）に係る記録を同年9月30日に訂正し、43年3月の標準報酬月額を2万円、44年9月の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月19日から同年4月1日まで
② 昭和44年9月30日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社からの照会回答文書、健康保険組合の記録及び退職者台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和43年4月1日に同社からC組合に、44年9月30日に同組合からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和43年2月及び44年10月の社会保険事務所の記録から、43年3月は2万円、44年9月は3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は、申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、この結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年3月及び44年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 3901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44年10月から45年10月までは3万9,000円、同年11月から46年2月までは5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から46年3月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間の保険料控除が確認できる給与明細書があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

このため、申立人の申立期間における標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、昭和44年10月から45年10月までは3万9,000円、同年11月から46年2月までは5万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A社について、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、複数の同僚が従業員は5人以上であったと供述していることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主及び当時の給与担当者は、いずれも未回答であるが、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 3902

第1 委員会の結論

申立人のA社Bセンターにおける資格喪失日は平成2年10月16日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月15日から同年10月16日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社Bセンターから同社C部に転勤したとき、申立期間の加入記録に空白がある旨の回答をもらった。

本件の申立てが認められても、厚生年金保険の加入月数が増加することとはなく、年金支給額に変更がないことは承知しているが、申立期間当時、A社に勤務していたことは確かであるため、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、A社Bセンターにおいて昭和62年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、平成2年10月15日に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、雇用保険の加入記録、同社から提出された在籍証明書及び照会回答により、申立人は、同年10月15日まで同社同センターに継続して勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社Bセンターにおける資格喪失日は、平成2年10月16日であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月1日から7年6月30日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間に係る標準報酬月額が、実際の支給額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したため、標準報酬月額に係る記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年6月30日以降の同年8月2日に、申立人を含む4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額は、20万円に訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このような^{そきゆう}遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社の商業法人登記簿謄本によると、申立人は、平成6年5月17日に同社の取締役^{そきゆう}に就任したことが確認できるが、上記の4人のうち、ほかの2人の取締役は、申立人は同社の社会保険事務手続き及び給与計算に^{そきゆう}関与しておらず、また、遡及訂正の事実は知らなかった旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額について、有効な記

録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の 53 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を、平成4年10月から5年9月までは16万円に、同年10月から6年9月までは15万円に、同年10月から7年2月までは16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から7年3月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成4年10月から7年2月までの標準報酬月額が、実際に支払われていた給与額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年10月から5年9月までは16万円、同年10月から6年9月までは15万円、同年10月から7年2月までは16万円と記録されていたところ、同社が、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった7年3月31日より後の同年4月5日に、申立人を含む5人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、4年10月から7年2月まで11万円へと訂正されていることが確認できる。しかし、社会保険事務所において、このような遡及^{そきゆう}により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年10月から5年9月まで

は 16 万円、同年 10 月から 6 年 9 月までは 15 万円、同年 10 月から 7 年 2 月までは 16 万円とすることが必要と認められる。

東京厚生年金 事案 3907

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年2月25日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成8年10月から9年1月までの標準報酬月額が、実際の支給額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年10月から9年1月までは41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった9年2月25日より後の同年5月1日に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、上記のような^{そきゅう}遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の41万円とすることが必要と認められる。

東京厚生年金 事案 3908

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和25年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された職歴証明書及びD健康保険組合から提出された健康保険資格喪失証明書から、申立人がA社C支店に昭和25年4月1日から勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録では、申立人と同期としてA社本店に採用された4人は、入社日である昭和25年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、さらに、申立人より1年前にA社C支店に入社した同僚も、入社日である24年4月1日に資格取得していることが確認できる。

加えて、B社の社会保険部門を担当するE社に確認したところ、担当者は、厚生年金保険についても雇用保険と同様に入社日から加入すべきであり、申立人の配属されたA社C支店が、同社本店と異なった取扱いをしていたとは考え難いことから、申立人についても入社月から厚生年金保険に

加入させるべく昭和25年4月分から厚生年金保険料を控除していたと考えられる旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年8月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月1日から9年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成7年3月から9年2月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したB市民税・C県民税（普通徴収）納税通知書により、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額（41万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によると、A社では、平成9年5月7日に、申立人を含む4名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合7年3月から9年2月までの全期間の標準報酬月額が41万円から9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

なお、A社の代表者によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる（平成9年6月30日）前に保険料の未納があったことから、社会保険事務所に出席し、内容不明であるものの10枚程度の書類に捺印したと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が行った標準報酬月額を2年間さかのぼって訂正した処理については、当時の保険料未納額を減額するために行ったものと認められ、これは事実と異なる処理であることが明らか

であり、合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。

また、申立人の平成7年3月から9年2月までの期間についての標準報酬月額額は41万円と訂正することが必要である。

東京厚生年金 事案 3913

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成5年6月30日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社発行の離職証明書により、申立人がA社に平成5年6月30日まで勤務していたことが確認でき、事業主及び経理担当者の供述により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、平成5年3月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に対する届出を誤ったと認めていることから、事業主が平成5年4月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月から同年6月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったも

のの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 3914

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月1日から8年10月29日まで
社会保険事務所から、厚生年金保険の記録について、標準報酬月額の引下げの訂正の可能性の確認があり、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録により、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初32万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成8年10月29日より後の9年4月8日に遡^{そきゆう}及して訂正され、9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の代表取締役及び申立人の供述から、申立人は、役員ではなく同社の現場作業員であり、社会保険関係の手続には関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、32万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年12月18日から27年2月1日までの期間及び同年5月12日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA診療所（現在は、B病院）における資格取得日に係る記録を26年12月18日に、C病院における資格取得日に係る記録を27年5月12日に訂正し、26年12月から27年1月及び同年5月から同年9月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和26年12月1日から27年2月1日まで
②昭和27年5月12日から27年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A診療所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A診療所から提出された申立人に係る採用時の起案書類、在籍証明書、任命書、職員名簿から、申立人が昭和26年12月18日から同社に採用され継続して勤務していたことが認められる。また、同社では、「正式採用でなくても、勤務実態があれば、厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料を控除していた可能性がある」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和 26 年 12 月 18 日から 27 年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 27 年 2 月の社会保険事務所の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、C 病院から提出のあった下半期勲励賞与支給額表、履歴書から、申立人が昭和 27 年 5 月 12 日から同社に勤務していたことが認められる。

また、同社では、「現在も嘱託制度はあるが、内部的なことであり、名称によらず最初から厚生年金保険には加入している。当時も採用時から厚生年金保険に加入していた可能性がある」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 27 年 10 月の社会保険事務所の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

- 3 なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としておりこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間のうち、昭和55年7月から同年9月までの期間について、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録（15万円）を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和55年7月から同年9月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月28日から56年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日を昭和55年12月30日とし、B社における資格取得日を同年12月30日とし、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、同年10月及び同年11月は24万円、同年12月から56年3月までの期間は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立人の申立期間のうち、昭和56年4月に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

申立人のB社における資格喪失日は、昭和56年9月18日であると認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については22万円とすることが妥当である。

- 4 申立人は申立期間のうち、昭和56年9月18日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日を同年11月1日へ訂正し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

5 申立人のC社における資格喪失日は、昭和57年9月22日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和54年4月1日から同年7月1日まで
② 昭和55年7月から同年9月まで
③ 昭和55年10月28日から56年4月1日まで
④ 昭和56年4月
⑤ 昭和56年4月30日から同年9月18日まで
⑥ 昭和56年9月18日から同年11月1日まで
⑦ 昭和57年6月30日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①はD社、申立期間②から⑦までの期間はA社とその関連会社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②及び④の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額に比べて低額に記録されているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人から提出された金融機関個人口座振込履歴より、申立人は、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②に係る標準報酬月額の記録（15万円）を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間②に係る事業主とは連絡を取ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間③について、雇用保険の加入記録、A社の取締役及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立てに係る関連会社に申立期間継続して勤務し(昭和55年12月30日にA社から関連会社のB社に異動)、申立期間③に係る厚生年金保険料をそれぞれの事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、社会保険事務所の記録によれば、B社は、申立期間③において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、上述の同僚等の従業員数に関する供述から、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間③の標準報酬月額については、昭和55年10月及び同年11月は24万円、同年12月から56年3月までの期間は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主については、申立期間に行われるべき厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や申立てどおりの被保険者資格の喪失届など、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないと考へ難く、また、B社の事業主については、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年10月から56年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間④及び⑤について、雇用保険の加入記録及び前述の取締役等の供述により、申立人が、B社に継続して勤務していたことが認められるが、社会保険事務所の記録では、申立人は、昭和56年4月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所の記録では、22万円と記録されていた申立人の標準報酬月額を9万8,000円に訂正した旨の処理が全喪後の昭和56年9月18日に行われていることが確認できる。また、B社は、昭和56年4月30日に厚生年金保険の適用事業所では無くなった旨の処理が、同年9月18日になされ、全喪日と同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、申立人と同様に、同年4月30日以降の異なる日付けで標準報酬月額の訂正や被保険者資格を取得もしくは喪失した旨の記録が、同年9月18日に、同年4月30日にさかのぼって訂正処理されている者が多数存在している。また、当該訂正処理前の記録等から、同年4月30日以降も同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所が、同年4月30日に適用事業所でなくなったとする当該処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和56年4月の標準報酬月額の減額訂正処理及び同年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額の記録訂正及び当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同年4月の標準報酬月額は訂正前の22万円、資格喪失日は、社会保険事務所が処理を行った同年9月18日であると認められる。

また、申立期間⑤の標準報酬月額については、訂正前の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

- 4 申立期間⑥について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の「A社からB社を経てC社に至るまで、同一の場所において同一の勤務形態で勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていた」旨の供述から判断すると、申立人がB社に申立期間継続して勤務し、申立期間⑥の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録によれば、B社は、申立期間⑥の期間中において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、上述の同僚等の供述から、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間⑥の標準報酬月額については、昭和56年4月の減額訂正前の社会保険事務所の記録から22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間⑥に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

5 申立期間⑦について、雇用保険の加入記録及び前述の取締役等の供述により、申立人が、C社に継続して勤務していたことが認められるが、社会保険事務所の記録では、申立人は、昭和57年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、C社は、昭和57年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が、同年9月22日になされ、同年6月30日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、申立人と同様に、同年9月22日以降の異なる日付けで標準報酬月額の見直しや被保険者資格を取得もしくは喪失した旨の記録が、同年9月22日に、同年6月30日にさかのぼって訂正処理されている者が多数存在している。また、同社は、B社の事業継承会社であり、申立期間当時の役員から、社名変更後も社員の雇用条件に変更は無い旨の供述があり、同年6月30日以降も同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所が、同年6月30日に適用事業所ではなくなったとする当該処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和57年6月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所が処理を行った同年9月22日であると認められる。

また、申立期間⑦の標準報酬月額については、昭和57年5月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

6 他方、申立期間①について、申立人は、D社に勤務していたと申し立てているところ、同社の社会保険事務担当者は、「営業職である申立人は、同社の正社員では無く、申立人とは完全歩合制による販売委託契約を結んでいたため、社会保険には適用させていなかった」と供述している。

また、当時、申立人と同様に営業職であった同僚は、「採用時に、営業職については社会保険の適用が無いので、国民年金に加入するように会社から説明を受けた。」と供述している。

さらに、D社の社員が加入するE健康保険組合の加入記録を見ても、申立人の記録は確認できないほか、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

申立期間⑦のうち、昭和57年9月22日から同年11月1日までの期間については、雇用保険の加入記録により、申立人がC社に勤務していたことは認められるものの、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではな

なっており、上述の同僚等からも、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除等に関する供述を得ることはできなかった。

また、上述の同僚等から、昭和 57 年 9 月 22 日以降の期間に係る C 社の厚生年金保険の適用状況等に関する供述を得ることができず、当該期間について同社が当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたかどうかは判断できない。

このほか、申立人の申立期間①及び申立期間⑦のうち昭和 57 年 9 月 22 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び申立期間⑦のうち昭和 57 年 9 月 22 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成11年9月及び同年10月は53万円、同年11月から12年7月までの期間は41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月1日から12年8月31日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。名目上は同社の取締役であったものの、実際は印刷機製造の業務に従事しており、社会保険事務手続に関与できる立場では無かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成11年9月及び同年10月は53万円、同年11月から12年7月までの期間は41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった12年8月31日以降の同年11月15日に、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、11年9月から12年7月までの期間について14万2,000円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立人は、A社の登記簿謄本によると、同社の取締役であったことが確認できるが、事業主は、「申立人は、名前だけの取締役であり、当該

訂正処理については何も知らず、同意も取っていない。」と供述していること、及び同社の複数の従業員は、「申立人は、一般の従業員であり、経営側の業務には全く関与しておらず、知り得る立場にはなかった。」と供述していること等から、申立人が当該訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成11年9月及び同年10月は53万円、同年11月から12年7月までの期間は41万円に訂正することが必要である。

東京厚生年金 事案 3923

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を平成13年7月16日に、資格喪失日を14年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成13年7月16日から同年12月1日まで
②平成14年10月15日から同年11月15日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた平成13年7月16日から14年11月15日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には間違いなく勤務しており、保管している給料支払明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給料支払明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に平成13年7月16日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の給付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づき標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のい

ずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、給料支払明細書の保険料控除額又は報酬額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は保存期間の経過により廃棄して提出できないが、当時の手続に誤りは無いとの理由から、納付したと主張している。しかし、事業主による申立てどおりの資格取得届や申立期間に行われるべき厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成13年7月から同年11月までの期間及び14年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和48年3月1日、資格喪失日に係る記録を50年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、昭和48年3月は12万6,000円、同年4月は11万8,000円、同年5月から同年8月までの期間は12万6,000円、同年9月及び同年10月は13万4,000円、同年11月から49年8月までの期間は15万円、同年9月は20万円、同年10月は19万円、同年11月から50年1月までの期間は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月1日から50年2月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、昭和39年4月1日からA社に継続して勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、48年3月1日付けで同社C支社から同社B支社に異動はしたが、同社に継続勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された回答書、人事記録、申立人が保管していた同社に係る給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和48年3月1日に同社C支社から同社B支社に、50年2月1日に同社B支社から同社D支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び

保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、昭和48年4月から50年1月の給与明細書における保険料控除額又は報酬月額から、昭和48年3月は12万6,000円、同年4月は11万8,000円、同年5月から同年8月までの期間は12万6,000円、同年9月及び同年10月は13万4,000円、同年11月から49年8月までの期間は15万円、同年9月は20万円、同年10月は19万円、同年11月から50年1月までの期間は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者標準報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成5年11月から6年4月までの期間については47万円、同年5月から7年6月までの期間については41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から7年7月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明した。同社では技術担当の取締役で勤務し、厚生年金保険の事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年11月から6年4月までの期間については47万円、同年5月から7年6月までの期間については41万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年7月31日）以降の7年12月7日付けで、申立人を含む7名の従業員等の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、5年11月から6年4月までの期間については47万円から9万8,000円に、同年5月から7年6月までの期間は41万円から9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、同社において他の取締役1名及び従業員1名は、申立人は技術

統括の職務で勤務しており、社会保険関係の業務には従事していなかったと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成5年11月から6年4月までの期間については47万円、同年5月から7年6月までの期間については41万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和41年4月1日であることが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年4月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から42年2月までは1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から42年3月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた昭和41年4月1日から44年1月23日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。保管している厚生年金保険被保険者証には「初めて資格を取得した年月日」が昭和41年4月1日と記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿では、申立人については、昭和41年4月1日に被保険者の資格を取得した旨の処理が一旦記録されている。しかし、当該資格取得日については、42年6月2日付けで、さかのぼって昭和42年3月20日と訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、申立人に係る社会保険事務所の厚生年金保険手帳番号払出簿では、資格取得日は昭和41年4月1日と記録されており、また、申立人が保管している厚生年金保険被保険者証には、厚生年金保険手帳番号払出簿の資格取得日である41年4月1日と同じ日が記載されているほか、その資格取得日に訂正の痕跡は見当たらない。

さらに、A社における申立人の同僚及び上司は、申立人が昭和41年4月

1日に入社したことを記憶しており、当該上司は、入社と同時に社員となり社会保険に加入し、保険料が控除されていた旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の年金記録に係る管理及び処理が不適切であったものと推認され、事業主は、申立人に係る被保険者資格の取得日を昭和41年4月1日と社会保険事務所に届出されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の訂正前の記録から、昭和41年4月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から42年2月までは1万8,000円とすることが妥当である。

東京厚生年金 事案 3927

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）Cホテルにおける資格取得日を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月1日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた昭和39年4月1日から平成15年4月1日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。39年7月1日に同社Cホテルに異動したが、同社には継続勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された異動先、職名、異動年月日等が記載された人事カード、回答書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和39年7月1日に同社D会館から同社Cホテルに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年9月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断

せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申し立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月15日から36年7月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。昭和35年6月から同社C営業所に勤務し、申立期間も同営業所に勤務していたので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出された社歴年表及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、当時の資料は無いものの、申立人のA社C営業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たが、保険料は給与から控除していたと考えられると回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間についてもA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年6月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人のA社C営業所における資格喪失日を誤って届け出たと考えられるとしていることから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年7月から36年6月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成2年10月から3年2月までは47万円、同年3月から8月までは26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月26日から3年9月30日まで
社会保険庁のオンライン記録では、取締役としてA社（現在は、B社）に勤務した期間の標準報酬月額が、当初の記録から引き下げられている。申立期間に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年10月から3年2月までは47万円、同年3月から8月までは26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（3年9月30日）の後の同年10月1日付けで、申立人を含む31名の標準報酬月額がそれぞれの資格取得日に遡及して減額処理されており、申立人の場合、2年10月26日に遡及して8万円に減額処理されていることが確認できる。

また、減額処理が行われた当時、商業登記簿により、申立人が取締役であったことが確認できるが、申立人は、商業部門の営業責任者であり、社会保険事務の手續は総務担当の取締役が行っていたため、上記減額処理については、承知していないと供述している上、当時の事業主、総務担当役員等は所在不明であるため、申立人が上記減額処理に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成2年10月から3年8月までの期間における標準報酬月額を^{そきゅう}遡及して減額処理を行う合理的な理由は無く、申立期間に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成2年10月から3年2月までは47万円、同年3月から8月までは26万円）とすることが必要である。

東京厚生年金 事案 3932

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和61年3月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月12日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。給与明細書で申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できるので、申立期間に被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人から提出のあった給与明細書により、申立人がA社に昭和61年3月12日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、昭和61年3月及び同年4月の標準報酬月額については、給与明細書における保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主とは連絡が取れず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間における標準報酬月額の記録を平成7年7月から9年9月までの期間については38万円、同年10月から12年1月までの期間については41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から12年2月22日まで

社会保険庁のオンライン記録では、A社に役員（B部長）として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与又は給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額については、当初、平成7年7月から9年9月までの期間は38万円、平成9年10月から12年1月までの期間は41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（12年5月24日）の後の同年6月5日付けで、申立人を含む2名（全員役員）について、7年7月1日に遡及（他の1名（役員）については、12年1月1日に遡及）して標準報酬月額が9万8,000円に減額処理されていることが確認できる。

また、上記の減額処理が行われた当時、申立人は、商業登記簿により、A社の取締役であったことが確認できるものの、社会保険事務所の記録では、同社が適用事業所でなくなった日（平成12年5月24日）の前の同年2月22日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している上、雇用保険の支給を受けていること及び同僚等の供述から、申立人は、上記の減額処理に

関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成7年7月から12年1月までの期間に係る標準報酬月額を^{そきゅう}遡及して減額処理を行う合理的理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成7年7月から9年9月までの期間は38万円、同年10月から12年1月までの期間は41万円）とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和50年4月から51年4月までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を51年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月1日から52年10月まで
② 昭和53年4月から54年10月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社B支店に勤務した申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、それぞれの会社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社B支店の同僚（支店長及び社会保険担当者）の「申立人は、昭和50年4月1日から同年12月末まで同社B支店に勤務していた」との供述及び同社本社の同僚の「申立人は、51年1月から同年4月まで本社営業部に勤務していた」との供述から判断すると、申立人は、申立期間①のうち、50年4月から51年4月までの期間において同社の本社又はB支店に勤務していたことが推認される。

また、A社B支店において申立人と同時期に在籍していた社会保険担当者は、「B支店は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないため、申立人を含めB支店の従業員は、すべて本社において厚生年金保

険料の控除が行われていた」と供述しており、社会保険庁のオンライン記録によると、同社B支店の支店長は、同社本社において、昭和43年6月4日から51年5月1日までの期間、同社B支店の社会保険担当者は、同社本社において、49年9月1日から51年5月16日までの期間について、それぞれ厚生年金保険の加入記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和50年4月から51年4月までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、昭和50年4月から51年4月までの期間の標準報酬月額については、申立人のA社における50年3月の社会保険庁のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、当時の事情を確認できる役員も見当たらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

また、申立期間①のうち、昭和51年5月から52年10月までの期間については、A社の上記同僚の供述から、当該期間において、申立人が厚生年金保険被保険者として同社に勤務していたことが確認できない。

申立期間②については、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成2年4月1日からであり、当該期間当時、同社は適用事業所となっていない。

また、申立人は、C社の同僚を覚えておらず、当該期間における申立人の勤務実態等についての供述を得ることができない上、同社の事業主は既に死亡しており、同社における当該期間の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、C社が厚生年金保険の適用事業所となった平成2年4月1日の後の同社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②当時から同社に勤務していた従業員を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①のうち昭和51年5月から52年10月までの期間及び申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち昭和 51 年 5 月から 52 年 10 月までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 3936

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から9年2月26日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、取締役であったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年2月26日の後の同年3月13日付けで、8年4月から9年1月までの期間は59万円が30万円にさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

また、A社の登記簿謄本から、申立人は当該訂正処理が行われた平成9年3月13日に同社の取締役であることが確認できるが、同社の複数の従業員は、「申立人は設計を担当しており、厚生年金保険関係事務には従事していない」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業

主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成8年4月から9年1月までは59万円に訂正することが必要である。

東京厚生年金 事案 3937

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から同年5月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、取締役であったが技術部門に所属しており、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年5月31日の後の同年8月6日付けで、同年2月から同年4月までの期間は47万円が20万円にさかのぼって減額処理が行われていることが確認できる。

また、A社の登記簿謄本から、申立人は、平成2年6月5日に取締役に就任し、3年10月31日に辞任していることが確認できるが、雇用保険の加入記録から、申立人は、当該訂正処理が行われた同年8月6日より前の同年6月3日に同社を退職していることが確認できる上、同社の複数の同僚は、「申立人は、当時、工事関係の仕事をしており、厚生年金保険関係事務には関与していなかった」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を

行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年2月から同年4月までは47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成3年1月から同年7月までの期間については47万円に、同年8月から同年11月までの期間については53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から同年12月31日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、総務部長であったが土地等の物件調査を担当しており、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年12月31日の後の4年2月20日付けで、3年1月から同年7月までの期間は47万円が19万円に、同年8月から同年11月までの期間は53万円が19万円に、それぞれさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

また、A社の登記簿謄本から、申立人は当該訂正処理が行われた平成4年2月20日に同社の取締役等役員でないことが確認できる上、同社の従業員は、「申立人は、申立期間当時、総務部長であったが土地等の物件調査を担当しており、厚生年金保険関係事務及び経理に係る職務への関与や影響力はなかった」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していた

とは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年1月から同年7月までは47万円に、同年8月から同年11月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成4年2月から6年1月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から6年2月28日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では営業担当の取締役として勤務し、厚生年金保険の事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年2月から6年1月までは53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった6年2月28日の後の同年3月2日に、申立人を含む4名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、4年2月から6年1月までの期間の標準報酬月額が、当初の53万円から8万円に減額訂正される処理が行われている。

なお、A社の商業登記簿謄本により、申立人は当該訂正処理が行われた平成6年3月2日には同社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役は、「申立人は、申立期間当時、営業部長であり、厚生年金保険関係の事務に関与していなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事

業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額記録から平成4年2月から6年1月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成2年3月から3年12月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月1日から4年1月31日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額となっていないので、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年3月から3年12月までは53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年1月31日の後の同年2月18日に、申立人を含む4名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、2年3月から3年12月までの期間の標準報酬月額が、当初の53万円から8万円に減額訂正される処理が行われている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成2年3月から3年12月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成4年7月から6年1月までは50万円、同年2月から同年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から7年10月31日まで
A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では営業担当の取締役として勤務し、厚生年金保険の事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年7月から6年1月までは50万円、同年2月から同年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年10月31日の後の8年4月11日に、当該標準報酬月額の記録は、遡及により4年7月から6年1月までは30万円、6年2月から同年10月までは8万円、6年11月から7年9月までは9万2,000円に減額訂正される処理が行われている。

なお、A社の商業登記簿謄本により、申立人は当該訂正処理が行われた平成8年4月11日には同社の取締役であったことが確認できるが、同社の複数の従業員は、「申立人は、申立期間当時、営業職であり、厚生年金保険関係の事務に関与していなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成4年7月から6年1月までは50万円、同年2月から同年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から46年12月まで

私は、20歳になった時に、勤めていた店の経営者に勧められて区役所出張所で国民年金の加入手続きを行い、同出張所や金融機関で国民年金保険料を納付していた。毎月月末に、実家に仕送りなどをする時に、保険料も納付していたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期に関する記憶が曖昧であるとともに、加入及び納付場所と説明する区役所出張所は、当時は開設されておらず、また、申立期間の大部分の保険料の納付方法は印紙検認方式であったが、申立人は、印紙により保険料を納付した記憶が曖昧である上、さかのぼって保険料をまとめて納付した記憶はないと供述するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和47年4月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から50年9月までの期間、平成5年6月から7年1月までの期間、7年4月、同年10月及び9年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年2月から50年9月まで
② 平成5年6月から7年1月まで
③ 平成7年4月
④ 平成7年10月
⑤ 平成9年1月

私は、厚生年金保険の被保険者であった期間以外は、昭和45年2月の20歳の時から国民年金保険料をきちんと納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続の時期、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続の時期、保険料額及び保険料の納付場所等についての記憶は曖昧である。

申立期間①については、申立人は、加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする元夫から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年9月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、平成9年3月ごろに第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行い、5年6月にさかのぼって第3号被保険者の資格を喪失していることがオンライン記録により確認でき、当該

種別変更手続をした時点で、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、当該期間直前の月の保険料が、重複納付により9年5月に還付決議されていることがオンライン記録により確認でき、申立人は、当該期間直前の月の保険料を重複納付したが、当該期間から保険料額が引き上げられたため、重複する過誤納額を当該期間の未納保険料に充当することができなかったと考えられるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間④については、当該期間の保険料は時効期間経過後に納付されたため、平成10年1月の決議により当該期間の翌々月の7年12月分の未納保険料に充当されていることがオンライン記録により確認できるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑤については、申立人は、申立期間③、④及び⑤を除く平成7年2月から9年4月までの保険料を同年3月から11年5月にかけて時効期間経過直前に過年度納付するとともに現年度保険料を納付していることがオンライン記録により確認できるが、上記のとおり、当該期間以外に時効期間経過後の保険料納付などによる複数回の未納期間が認められること、当該期間当時の納付年月をみると、過年度及び現年度の保険料のいずれも同年1月に納付した後は同年3月に納付しており、当該期間の時効期間が経過する同年2月には納付していないことなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 11 月から平成 2 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月から平成 2 年 5 月まで

私の夫は、結婚後、私の国民年金の加入手続をしてくれ、その後は一緒に国民年金保険料を納付してくれていた。夫の保険料だけが納付済みで、私が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び夫は申立期間の保険料額及び保険料の納付方法等に関する記憶が不明確であるなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金に加入した記録が無く、申立人及び夫は、申立人の国民年金手帳を所持していた記憶もないと説明している上、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から52年2月まで
私の義父は、婚姻後の私の身の回りの手続きをすべてしてくれていたため、私の国民年金保険料も納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする義父から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人が国民年金に加入した記録は無く、同居していた義母も申立期間当時、国民年金に未加入となっている上、申立人は、申立人が国民年金に加入しているという話を義父から聞いたことはないと説明しているなど、義父が申立期間当時申立人の国民年金加入手続をして保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から55年3月までの期間及び55年10月から59年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月から55年3月まで
② 昭和55年10月から59年12月まで

私は、昭和52年4月から勤めていた会社が社会保険未適用事業所であったため、引き続き国民年金保険料を納付していたはずである。保険料は私又は亡くなった元妻が出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の亡妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から、申立期間の保険料の納付状況等に関して聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立期間について、申立人の亡妻の保険料は、厚生年金保険加入期間を除き、未納又は申請免除となっていることが確認できるなど、申立人及び申立人の亡妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から46年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年10月から46年11月まで
私は、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である上、申立人が所持する国民年金手帳から、申立人は、昭和46年12月に任意加入していることが確認でき、任意加入の場合には制度上保険料をさかのぼって納付することができないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人には、昭和36年5月に当時居住していた市において別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていることが確認できるが、当該手帳記号番号により保険料を納付した記録は無く、申立期間に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から50年3月まで

私の元夫は、昭和46年に結婚してすぐに私の国民年金の加入手続を行い、それ以降は主に元夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の元夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年12月時点は、第2回特例納付の実施期間であったが、申立人の保険料を納付していたとする元夫は、数年分の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしているなど、申立人及び元夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、現在所持する国民年金手帳以外に手帳を所持していた記憶は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 40 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 40 年 9 月まで

私の父は私が 20 歳のときに私の国民年金の加入手続をし、私が結婚するまで保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人は、父親から申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付について聞いたことが無く、申立期間当時、同居していた姉は、当時国民年金に未加入であり、同居していた二人の弟も 20 歳から厚生年金保険に加入するまでの期間は国民年金に未加入であるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 54 年 10 月に払い出されていることが確認でき、その時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から52年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から52年1月まで

私は、昭和42年ごろに友人に勧められて国民年金の加入手続をし、その際、役所から保険料を口座振替できると説明され、申立期間当初から口座振替で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立期間当初から口座振替により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区では昭和51年3月まで実施されておらず、納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料額と相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年2月に国民年金に任意加入しており、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年9月まで

私は、会社を退職した昭和43年に当時婚姻していた妻と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を妻の分と一緒に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、1冊だけ交付されたとする申立人の国民年金手帳には、申立期間当初の住所が記載されておらず、昭和50年5月に居住するようになった住所から記載されている上、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧である。また、申立人が保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年12月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から52年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から52年8月まで

私の父は、私が20歳になった昭和48年5月に市役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の私の国民年金保険料を納付していたはずだ。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親及び申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付方法、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立期間当時、申立人及び申立人の父親と同居し父親が保険料を納付していたとする姉妹も、申立期間中、国民年金に加入し保険料を納付した記録が無いなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年1月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、夫に勧められ区の出張所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続きをした時期及び保険料の納付方法、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 41 年 12 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から51年3月まで

私は、未納だった国民年金保険料を昭和55年ごろに何回かに分けて郵便局で特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、第3回特例納付により保険料を納付したとする納付時期及び納付回数の記憶が曖昧である。また、申立人及び申立人の夫それぞれの第3回特例納付により納付済みとされている期間、申請免除期間、夫の厚生年金保険加入期間及び51年4月から60歳になるまでの納付済み期間の合計月数は、申立人夫婦それぞれの国民年金の受給資格期間と一致することから、申立人夫婦は、60歳まで保険料を納付した場合にそれぞれの国民年金の受給資格期間を満たすのに必要な月数の保険料を第3回特例納付により納付したものと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5534(事案 906 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの期間の保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで

私は、申立期間①については、国民年金保険料を納付後に厚生年金保険に加入し、保険料を納付した領収書もある。還付されていないので還付してほしい。

申立期間②については、当初の判断後、申立期間に係る新たな資料として会社設立の議事録、昭和 59 年 3 月から 5 月の給与明細、納付と書かれた私の個人用の手帳が見つかったので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の主張するとおり昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付したことは確認できるものの、55 年 4 月から 58 年 6 月までは、厚生年金保険加入期間であり、この期間を国民年金保険料納付済期間とすることはできないことから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

また、申立人の還付整理簿に申立期間①の還付金額及び還付決定日が明確に記載されており、これらの記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が所持する年金手帳の厚生年金記録欄の記載から、申立人自身が区役所で昭和 58 年 10 月 1 日国民年金の資格喪失の届出を行ったことがうかがわれる等として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 12 日付け年金記録の訂正は必要無いとする通知が行われている。

申立人は、申立期間の保険料の納付を示す新たな資料として、「設立開始届出4月1日予定」と書かれた会社設立の議事録、昭和59年3月から同年5月までの給与明細、「納付」と書かれてある申立人所持の個人用の手帳を提出したが、上記資料からは申立人が58年10月に国民年金の喪失届を行わずに申立期間の保険料の納付を行っていたことをうかがわせる記載は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から41年10月までの期間、42年6月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年10月から41年10月まで
② 昭和42年6月から46年3月まで

私の国民年金保険料は、元配偶者が夫婦2人分の国民年金保険料を納付していたはずである。私自身は、国民年金加入手続や保険料の納付に関与していないので、詳しいことは分からないが、元妻に確認してもらえれば、確認できるはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元配偶者が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の元配偶者の国民年金への加入手続の時期、場所、保険料の納付場所及び納付金額等の記憶も曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和46年12月時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間であり、さらに、申立期間②のうち、44年10月から46年3月までの保険料は過年度納付が可能な期間であるが、申立人及びその配偶者には当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年2月までの期間及び60年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から60年2月まで
② 昭和60年6月

私は、昭和60年6月に退職後、市役所で国民年金の加入手続をし、2年前までさかのぼって申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続の時期及び保険料額に関する記憶が曖昧である上、申立人の所持する国民年金手帳及び申立人が当時居住していた市が保有する被保険者名簿では、資格取得年日が昭和60年7月1日とされていることから、申立期間①及び②は当時未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。また、申立期間②については、平成8年5月に、資格取得日が昭和60年7月1日から同年6月21日に記録訂正されたことにより、未加入期間から未納期間に訂正された期間であり、当該記録訂正時点では、申立期間②は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から45年3月まで

父は、私が20歳になった時、町役場で、私の国民年金の加入手続きをしてくれた。私の国民年金保険料は、当時理容室で勤務していた姉弟と従業員の分と一緒に末弟が預かって出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和45年8月ごろの時点では、申立期間の一部は過年度納付が可能であるものの、申立人は、結婚前に父からさかのぼって納付したと聞いた記憶は無く、婚姻後に申立人自身でさかのぼって納付したこともないとしているなど、申立人及び父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号の払出時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から48年3月まで

私は、昭和43年ごろに夫と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料をさかのぼって納付した。国民年金手帳に印紙を貼付して納付していたことも記憶している。昭和48年に転居先の市で新しい番号の手帳を渡されたときに以前の記録が無くなってしまった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続きを行い、保険料をさかのぼって納付したと説明しているが、さかのぼって納付したとする保険料額及び納付期間等の記憶が曖昧である。また、申立人の夫の国民年金手帳の記号番号は、第1回特例納付実施期間中の昭和47年4月ごろに払い出され、申立期間の自身の保険料は特例納付及び過年度納付等により納付されていることが確認できるものの、申立人の手帳記号番号が払い出された48年9月時点は、特例納付の実施期間では無い上、申立人は、その時点では当該期間にさかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金に加入したとする昭和43年には、申立人及び夫の手帳記号番号が払い出されていた記録が無い上、申立人に国民年金への加入を勧めたとする友人から当時の状況を聴取することができず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から44年3月まで

私は母から、「将来に備えてあなたが20歳の時から国民年金保険料を納付している」と、20代のころから常々聞いていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和46年4月ごろ払い出されており、申立人は、母親からさかのぼって申立期間の保険料を納付したと聞いた記憶は無いとしているなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は現在所持する国民年金手帳以外の手帳を所持していたことはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 45 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 45 年 2 月まで

私は、会社を退職した昭和 43 年 4 月以後に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する昭和 45 年 6 月 29 日発行の国民年金手帳には、申立期間直後の 45 年 3 月 24 日に国民年金の資格を取得したと記載されている。また、申立期間のうち婚姻前の 43 年 4 月から 44 年 7 月までの期間については、申立人は、加入手続き及び保険料の納付方法等に関する記憶が曖昧であり、さらに、婚姻し、転居した後の 44 年 8 月から 45 年 2 月までの期間については、申立人は、保険料の納付場所、納付頻度、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 39 年 3 月まで
私の母は、私が 20 歳になった昭和 36 年に私の国民年金の加入手続きを行い、40 年 12 月に私が結婚するまで私の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳を母親から受け取ったことはないと説明している。また、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されており、母親が保険料を納付していたとする申立人の妹は、申立期間のうち20歳になった昭和39年3月の保険料が未納となっており、申立人と同様、昭和39年度から保険料を納付していることが確認できるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和39年6月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から48年3月までの期間、同年10月から49年12月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から48年3月まで
② 昭和48年10月から49年12月まで
③ 昭和50年4月から51年3月まで

私は、申立期間中に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、場所等の状況及び保険料の納付額等の記憶が曖昧であり、納付書により金融機関で保険料を納付したとする方法は、申立人が申立期間①当初に居住していたとする区の納付方法と相違する。また、申立人は、第3回特例納付により昭和36年4月から同年11月までの期間及び39年10月から41年12月までの期間の保険料を納付しており、当該特例納付時点では、当該特例納付をしなければ納付済みとされている期間に加えて51年4月から60歳到達時まで保険料を納付したとしても国民年金の受給資格期間を満たせなかったことから、受給資格を満たすために必要な納付月数を考慮して特例納付したものと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 12 月から 44 年 3 月までの期間、45 年 7 月から 46 年 3 月までの期間及び 47 年 4 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 12 月から 44 年 3 月まで
② 昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月まで
③ 昭和 47 年 4 月から 51 年 3 月まで

私の妻は、昭和 54 年ごろに申立期間①の私の国民年金保険料を特例納付したはずである。また、私の妻は、婚約中から私の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び納付に関与しておらず、保険料を納付したとされる妻から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である上、申立期間①については、夫婦二人分の保険料を特例納付したとする金額は、申立期間①及び申立人の妻の第 3 回特例納付により納付済みとされている期間の保険料を第 3 回特例納付により納付した場合の保険料額と大きく異なる。また、申立期間②及び③については、申立人夫婦は、申立期間②及び③の前後の期間のうち、納付日を確認できる期間の保険料を別の日に納付し、申立期間③より後の昭和 53 年 7 月から 62 年 4 月までの保険料を同一日に納付していることが確認できることから、申立期間②及び③当時には、夫婦別々に保険料を納付していたと考えられるなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から 60 年 3 月まで

私の妻は、私が昭和 59 年 5 月に会社を退職した直後に、私の国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金への加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする妻は、保険料の金額及び納付方法の記憶が曖昧である上、夫の国民年金手帳を見た記憶が無いと説明している。また、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時期及び再加入した時期に、妻が、自身の国民年金の強制加入及び任意加入の切替手続を行っていることが確認できないことから、申立人の国民年金の加入手続を行ったとは推認できないなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5560

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、35 歳になった昭和 53 年 6 月に、国民年金に付加保険料付きで加入した。55 年 6 月に転居した際も、国民年金の住所変更手続きを行い、付加保険料の取消手続きをしていないのに、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は昭和 55 年 6 月の転居にともなう国民年金の住所変更手続きの際、付加保険料について話をした記憶が無いことから、転居先の市役所の受付窓口で付加保険継続の意思確認ができなかったと推認される。また、申立人は、申立期間に係る納付書を付加保険料込みの金額であるか否かを一度も確認すること無く保険料を納付していたと説明しているなど、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5561

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から 52 年 3 月まで

私は、申立期間の保険料を金融機関等で納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金への加入時期の記憶が曖昧である上、申立人が一緒に納付していたとする夫の申立期間の保険料も未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 54 年 5 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から平成2年6月までの期間及び3年8月から6年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から平成2年6月まで
② 平成3年8月から6年1月まで

私は、婚姻中、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。また、平成3年4月の離婚後は、自身の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、保険料の納付方法の記憶が曖昧である上、納付したとする保険料の金額は、当該期間の保険料額と大きく相違するとともに、申立期間②については、国民年金の再加入手続の時期の記憶が曖昧である上、申立人が納付したとする保険料の金額は、当該期間の保険料額と大きく相違する。また、申立期間②直後の平成6年2月及び3月の保険料は、それぞれ8年2月及び3月に過年度納付されており、当該納付時点では、申立期間②は6年1月を除き時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から50年9月まで

私は、20歳になった昭和37年に区の職員に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付金額の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年11月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から49年12月まで

私は、昭和43年4月ごろ国民年金に加入し、国民年金保険料を最寄りの郵便局で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、昭和49年11月以後に交付されていた表紙がオレンジ色の国民年金手帳を所持しており、ほかに国民年金手帳を交付されたことはないと説明している上、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の申立期間当初の納付方法と相違し、納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料額と大きく相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年4月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの期間及び48年10月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年3月まで
② 昭和48年10月から49年12月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続をし、私の申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 49 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 49 年 6 月まで

私は昭和 45 年 7 月に勤めていた会社から独立し自営業を営むこととなったが、その際、勤めていた会社が、国民年金の加入手続を行ってくれた。私の妻は、私が国民年金に加入してから私が 60 歳になるまで、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続をしたとされる会社は、当時の状況についてはわからないと説明しており、申立人の国民年金の加入手続の状況が不明確である。また、夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻は、申立期間の過半の自身の保険料を第 2 回特例納付により納付しており、申立期間当時、当該期間の大部分は保険料が未納であったことが確認できるなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 50 年 12 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から37年7月までの期間及び41年2月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月から37年7月まで
② 昭和41年2月から同年7月まで

私の父は、申立期間①の国民年金保険料を市の集金人に納付してくれた。また、私は、申立期間②の保険料を区の出張所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親及び申立人が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、父親が市の集金人に納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致しない。また、申立期間②については、申立人は、保険料の納付方法及び納付額の記憶が曖昧である上、申立人が保険料を納付したとする区の出張所では、当時申立人は当該区とは別の県にある市に住民登録していたため、保険料を収納できなかったと考えられるなど、申立人の父親及び申立人が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年4月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5577

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 6 月まで
私の母は、私が結婚するまで私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和43年7月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は現在所持する国民年金手帳よりも前に手帳を受領し、所持した記憶がないと説明するなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から46年3月まで

私は、20歳になったとき、父から「20歳だから国民年金に加入しておいたよ」と言われたことを憶えているので、父が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人及びその妻は、申立人の父親が、昭和45年2月の婚姻後から46年2月に独立するまでの夫婦二人分の保険料及び申立人の妻の20歳からの未納期間の保険料をさかのぼって納付したと説明しているが、申立人の妻は、45年9月以前の保険料は未納である。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年2月時点は特例納付ができる時期であったものの、申立人は父親から保険料をさかのぼって納付したことを聞いた記憶は無いと説明しているなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月及び同年 5 月、48 年 9 月、49 年 1 月から同年 4 月までの期間、49 年 11 月及び同年 12 月、50 年 8 月及び同年 9 月、51 年 5 月から 57 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月及び同年 5 月
② 昭和 48 年 9 月
③ 昭和 49 年 1 月から同年 4 月まで
④ 昭和 49 年 11 月及び同年 12 月
⑤ 昭和 50 年 8 月及び同年 9 月
⑥ 昭和 51 年 5 月から 57 年 9 月まで

私は、昭和 57 年ごろに区役所から過去 10 年分の未納となっている国民年金保険料が時効により払うことができなくなると記載された通知を受け取り、過去 10 年分の未納保険料を口座振替で一括納付した。その後の保険料も口座振替で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の保険料を一括納付したとする昭和 57 年及び申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 57 年 11 月は、特例納付実施期間ではない上、制度上、過年度保険料を口座振替でさかのぼって納付することはできない。

また、申立人は、保険料をさかのぼって一括納付したのは 1 度だけであったと説明しており、申立人は平成 4 年に、10 年前にさかのぼって昭和 57 年 10 月から 60 年 3 月までの免除期間の保険料を追納していることが確認でき、申立人の説明する一括納付はこの追納であったと考えられるなど、申立期間

の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 57 年 11 月時点では、申立期間①から⑤までの期間及び申立期間⑥の大半は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5585 (事案 1347 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月から 47 年 3 月まで

私は、国民年金の集金人が年金手帳に黒くて丸い判を押してくれたことを記憶している。また、国民健康保険料の徴収員をしていた近所の女性は、集金時に、私の家で国民年金の集金人と一緒になったことがあると証言してくれている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身の国民年金の加入手続及び夫婦二人分の保険料納付の状況等に関する記憶が不明確であり、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 47 年 8 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、国民健康保険料の徴収員が、集金時に国民年金保険料の集金人と一緒になったことがあると証言していると主張しているが、当該徴収員は、申立人宅で国民年金保険料の集金人と一緒になったことがある時期について記憶が不明確である上、申立人が居住する区では、申立人の保険料納付が確認できる昭和 47 年 4 月以降も、国民年金保険料の集金人による戸別訪問が実施されていたなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他の委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から50年12月まで

私は、転居後、区役所で国民年金の加入手続をし、区役所から未納のお知らせが来たときに、2～3回に分けてさかのぼって国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人には、これまで二つの国民年金手帳の記号番号が払い出されており、最初の手帳記号番号については、社会保険庁の記録によれば、申立期間中に不在処理されているため、集金人の訪問や納付書の送達はされていなかったと考えられ、二つ目の手帳記号番号が払い出された昭和53年3月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、二つ目の手帳記号番号が払い出された後に、第3回特例納付が行われていたものの、申立人は、当該特例納付により申立期間の保険料を納付した場合の金額について、そのような保険料を納付した記憶は無いと説明しており、申立人は、当該払い出し時に申立期間直後の時効にかからない期間の保険料をさかのぼって納付していることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 59 年 3 月まで

私は、夫の病気が悪化して生活が苦しかった申立期間当時に、市職員と思われる女性が自宅に訪れ、国民年金保険料の免除申請の説明をしてくれたので、市役所で免除申請手続を行った。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、免除申請手続の時期及び手続時の状況等の記憶が曖昧である。また、オンライン記録によると、申立期間は、当時、強制加入期間として管理されていたことが確認でき、申立人が免除申請することは可能であったものの、当時、申立期間の免除申請を行っていたとすれば、市役所が世帯収入を確認することにより、夫が厚生年金保険被保険者であることが判明し、申立人の申立期間の資格記録は強制加入期間から任意加入期間に訂正されていたはずであるが、当該記録訂正が行われたのは、申立期間後の昭和 61 年 4 月 24 日であったことが確認できることなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月から41年5月まで
② 昭和43年11月から45年5月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①はA社に勤務し、申立期間②はB社に勤務したことは確かなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の記録では、A社は、申立期間に厚生年金保険の適用事業所となっておらず、同社の所在地を管轄する法務局においても、同社に係る商業登記の記録は確認できない。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人の同社における勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立期間を含め昭和36年4月から46年1月まで、事業主夫妻には国民年金の保険料納付記録があり、事業主の妻は、「A社は厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

加えて、申立人は、申立期間当時のA社における上司や同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人に係る勤務の実態や給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、同僚の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立期間の一部は同社に在籍していたことがうかがえる。

しかし、社会保険事務所の記録では、B社は、申立期間に厚生年金保険の適用事業所となっておらず、同社の所在地を管轄する法務局においても、同

社に係る商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、B社の正社員であり、パート職員と一緒に仕事をしてきたと供述しているが、同社の事業主、上司の氏名を覚えていないため、これらの者から申立人の同社における勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人が氏名を記憶していた唯一の同僚は、自分がパート社員であり、B社に昭和44年ごろ申立人と一緒に勤務していたとしているほか、同社ではほとんどの従業員は短時間のパート職員であり社会保険には加入していなかったと供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 10 日から 34 年 9 月 1 日まで
② 昭和 34 年 9 月 10 日から同年 12 月 23 日まで
③ 昭和 35 年 2 月 1 日から同年 11 月 11 日まで
④ 昭和 36 年 8 月 1 日から 38 年 5 月 21 日まで

65 歳になった時に、社会保険事務所で年金受給額を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、会社から脱退手当金の説明を受けたことはなく、請求手続を行ったことや受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 38 年 9 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 31 年 5 月 10 日から 33 年 4 月 1 日まで

50 歳代の初めのころ、社会保険事務所で年金受給額を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給したが、申立期間の事業所から脱退手当金の説明を受けたことはなく、請求手続を行ったことや、受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 4 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 58 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、46 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 43 名が資格喪失日から 12 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であることや、当該支給決定の記録がある者のうち 3 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、事務処理に不自然さはいかたがえ無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見

当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 5 月 26 日から 41 年 1 月 25 日まで
② 昭和 41 年 5 月 10 日から 42 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 7 月 1 日から 45 年 4 月 20 日まで

平成 20 年 3 月に、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月26日から33年6月6日まで
平成19年ごろ、年金問題が騒がれるようになり社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和33年7月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人は、国民年金保険料を納付しておらず、年金に対する意識が必ずしも高かったとは考え難いほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 20 日から 44 年 4 月 10 日まで
平成 20 年 5 月に、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間以前に勤務していた事業所では脱退手当金を受け取った覚えはあるが、申立期間については受け取った覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁のオンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前の被保険者期間の脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として脱退手当金が支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 6 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給した

ことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 21 日から 33 年 8 月 21 日まで
② 昭和 34 年 4 月 5 日から同年 8 月 26 日まで
③ 昭和 34 年 8 月 17 日から 35 年 6 月 1 日まで
④ 昭和 35 年 10 月 31 日から 36 年 10 月 1 日まで

年金問題が騒がれるようになり、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②、③及び④に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているということは考え難い。

また、申立期間①については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立人の当該期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年10月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間②、③及び④については、申立人の当該期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されている

ことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年1月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年10月1日から28年9月1日まで
② 昭和29年3月1日から30年4月3日まで

ねんきん特別便に申立期間の記録が無かったために、社会保険事務所で年金記録を確認してもらったところ、脱退手当金の支給記録には、脱退手当金を受給した直前に勤めていた事業所の被保険者期間（昭和30年5月16日から35年8月1日まで）のほか、申立期間が含まれている旨の説明を受けた。

しかし、脱退手当金の請求手続を行った事業所の担当者から、昭和30年5月16日から35年8月1日までの期間のみ脱退手当金の請求手続をしたと言われたことを覚えているので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和35年10月28日の直前の同年9月3日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等をA省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間と申立人が受給を認めている期間を基礎として、脱退手当金が支給された厚生年金保険被保険者期間に係る資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設

前であり、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなく、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 26 日から 38 年 10 月 13 日まで
② 昭和 40 年 6 月 1 日から 41 年 8 月 11 日まで
③ 昭和 41 年 9 月 29 日から 42 年 12 月 3 日まで

60 歳前に、社会保険事務所で年金相談を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、退職時に脱退手当金を受給する意思はなく、脱退手当金が支給されたとする時期は、退職してから相当の期間が経過している上、子供が幼く脱退手当金の請求を行うことはできなかったため、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の事業所を退職後、国民年金の強制加入期間があるにもかかわらず、昭和 47 年 10 月まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が必ずしも高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月 1 日から 35 年 9 月 30 日まで
② 昭和 35 年 11 月 1 日から 37 年 9 月 21 日まで

平成 20 年 4 月に、社会保険事務所から申立期間について脱退手当金の支給記録があり年金額に算入されないとの回答を受けた。

しかし、退職時に会社から脱退手当金の説明を受けたことはなく、脱退手当金の請求手続を行ったことや、受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 8 か月後の昭和 38 年 5 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 21 日から 54 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況等について社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に在職していた間の標準報酬月額が実際に受けていた給与より少ない。このような給与額ではなかった。なぜ、昭和 47 年 2 月から 49 年 7 月の間で 6 万 8,000 円、53 年 7 月から 54 年 6 月の間で 4 万円、給与額が上がるのか。標準報酬月額の上がり方が不自然で、当時の賃金台帳と比較調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間当時の賃金台帳等資料は廃棄のため保有しておらず、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除の状況等については分からないとしている。

また、A社が加入していた厚生年金基金の申立人に係る記録は、社会保険事務所の記録と一致していることから、同社は、社会保険事務所に記録どおりの届出を行ったものと認められる。

さらに、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に厚生年金保険の資格を取得している従業員で、申立人と同年代の従業員 10 人（申立人を含む。）の標準報酬月額の推移を確認したところ、申立人の標準報酬月額について、上がり方が不自然とまではいえない。

加えて、申立人が、A社勤務当時の給与の銀行口座振込先であるとした

銀行に取引状況を照会したが、口座開設が平成4年8月であって、昭和47年から54年当時の取引状況は確認できなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 43 年 3 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、同社が名称変更しB社に移籍するまで引き続き勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 41 年 5 月 1 日であり、申立期間のうち、40 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 30 日までは厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B社の代表者は、A社当時の従業員に関する資料が残っていないことから申立人の在籍等については不明としており、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が、A社に同時期入社した同僚として名字を記憶していた3人について、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から同じ名字の5人の従業員のうち所在の判明した3人に照会したところ、いずれも申立人を記憶しておらず、かつ、当該3人は、申立人が同時期入社したとする昭和 40 年 4 月には、それぞれ他の会社で厚生年金保険の記録があり、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日も相違している。

そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人同様にA社から移籍した8人の従業員に照会をしたところ、回答のあった4人は、いずれも申立人を記憶していなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月から 39 年 5 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は同社に勤務し、当時の社長をはじめその家族の記憶にも鮮明に残っていると思うので自分について聞いていただき、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務し、給与明細書等の事実が確認できる資料が無いものの、当時は厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、A社の現代表者に照会したところ、申立期間当時の元代表者は既に死亡し、当時の名簿等も保存期限を経過して保存されておらず、申立人の同社における在籍及び厚生年金保険の取扱状況は不明としている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同僚 10 人に対し、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の取扱い状況について照会したところ、9人は申立人について在籍の記憶が無いと回答し、残る一人は、自分自身が同社に勤務していた記憶が無く申立人を知らないと回答しており、これらの同僚から、申立人の申立期間に係る勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

なお、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料について、申立当初は控除されていないとしており、当時の記憶はあいまいとなっている上、申

立期間には、国民健康保険及び国民年金に加入しており、いずれも保険料は親が支払っていた（申立期間は国民年金保険料納付済期間である。）と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 11 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の記録を確認したところ、会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日後に、さかのぼって平成 14 年 11 月から 16 年 2 月までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円と減額されている。自分は、申立期間にはA社の代表取締役として勤務しており、この間の標準報酬月額は 30 万円であることから、9 万 8,000 円に変更になっているのは不自然であり、記録訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁のオンライン記録により、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 16 年 3 月 31 日）後の同年 4 月 27 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、14 年 11 月から 16 年 2 月までの期間について 30 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

一方、社会保険事務所の保管する滞納処分票から、平成 14 年下期からA社の経営環境が悪化し、少なくとも 15 年 4 月以降は、厚生年金保険料を滞納していることが確認でき、そのため、同年 6 月 10 日に社会保険事務所が同社の代表取締役である申立人に来所通知を送付し、同年 7 月 17 日に申立人が社会保険事務所に出向き、滞納保険料の整理について交渉を開始しているが、その後も経営状況は好転しなかったことから、申立人が、16 年 4 月 20 日に、同年 3 月末をもって同社を休業した旨の報告を社会保険事務所に行ったことが記載されている。

また、申立人は、申立期間当時、自分が代表取締役で、かつ、ただ一人の厚生年金保険被保険者である上、社会保険事務所との間での厚生年金保険料滞納についての整理交渉を行っているところ、社会保険事務所から、年金受給額は減るが、滞納保険料は精算できる^{そきゆう}遡及訂正の説明があり、最終的に^{そきゆう}遡及訂正を受け入れたと供述している。

さらに、滞納処分票によれば、申立人は、訂正処理の手続を行う際に、申立人の妻が代理で手続していることをすべて知っている^{そきゆう}と供述していることから、同社の代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額^{そきゆう}の訂正処理がなされたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時にA社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 1 日から 34 年 9 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、本社がA県にあるB社C出張所か、あるいは途中で別の会社となったD社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。自分は、それぞれの会社を通じ、途中退職することなく継続勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間について、B社C出張所あるいはD社に勤務していたのかを確認した上、いずれかの厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社の代表者（B社C出張所の責任者）は、申立人の申立期間は、新しく立ち上げた同社の事業の準備中の期間で、申立人が同社に勤務していたことは間違いないとしている。

しかし、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 34 年 9 月 1 日であり、申立期間は適用事業所とはなっておらず、かつ、同社においては、申立期間当時の従業員に係る保険料控除等の事実が確認できる給与明細書等の資料を保管していないことから、同社の資料により、申立人についての厚生年金保険の取扱状況は確認できない。

また、D社の代表者は、申立期間当時は、同社の立ち上げ準備に入った期間であり、厚生年金保険の適用事業所になる前であったが、当時、給料の支払は行っていたものの、厚生年金保険料の控除の有無は不明であると供述している。

さらに、申立人が申立期間当時の同僚として氏名を記憶していた6人について、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間において、厚生年金保険の被保険者となっていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月 1 日から 10 年 6 月 22 日まで
社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 10 年 6 月 22 日以降の同年 7 月 31 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録が、平成 8 年 6 月から 10 年 5 月までの期間について、26 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社で社会保険事務を担当しており、「社会保険事務所への届出は、自分が社会保険事務所の指導に基づいて行った。」と供述している。

さらに、A社の事業主は、「妻（申立人）が同社の社会保険事務の手続を行っており、会社の実印を持って社会保険事務所へ行き、厚生年金保険の全喪届を提出したことを覚えている。」と供述していることから、申立人は、同社における厚生年金保険関係事務を行っており、申立期間に係る標準報酬月額の減額に関与していたものと推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の社会保険事務担当者として、自らの当該標準報酬月額の減額処理に関与していたにもかかわらず、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月から31年3月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和31年3月ごろまで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の供述、及び申立人が所有する社員手帳等から、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は商業登記簿において確認できず、また当時の事業主は既に死亡している上、申立期間当時の同社の事務担当者は不明であるため、当時の厚生年金保険に関する加入手続及び保険料の控除について聴取することができない。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、連絡先が判明した9名に照会したところ、このうちの5名は昭和30年ごろ会社の経営状態が悪化しており、多数の従業員が解雇させられたと供述している。

さらに、申立人が、A社において昭和29年7月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることについては、社会保険事務所が保管する同社の事業所台帳においても、申立人の被保険者番号と共に喪失届受付年月日として昭和29年7月27日と記載されていることから確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月1日から35年8月31日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。保険料控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている事業主や上司及び同僚の氏名を記憶していることから、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は既に解散している上、当時の事業主は死亡していることから、同社における申立人の勤務状況や厚生年金保険の控除等について確認することができない。

また、A社の元従業員が、当時の事務担当者であると供述している者については、同社の厚生年金保険被保険者名簿に氏名の記載が無く、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者資格を有する元従業員のうち13名に照会したところ、回答のあった9名のうち4名は入社から厚生年金保険の資格取得日まで数か月から1年以上の期間を要していることを供述しており、同社では、入社後の相当期間を厚生年金保険に加入させない取扱いが行われていたことがうかがわれる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年ごろから27年2月1日まで
② 昭和28年2月28日から29年ごろまで

昭和24年ごろから29年ごろまでA社に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和27年2月1日であり、申立期間において同社は厚生年金保険の適用事業所になっていない。

また、A社では、申立期間当時の人事記録等の資料を保存していないことから、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、昭和27年2月1日に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚等に照会したところ、1名の同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間には、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している。

申立期間②について、複数の同僚等に照会したところ、回答のあった1名

は、自分は厚生年金保険の加入記録どおり、昭和 29 年 4 月 15 日に A 社を退職しているが、申立人は、自分より 1 年以上前に同社を退職していたと供述している。

また、A 社では、申立期間当時の人事記録等の資料を保存していないことから、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人について申立期間①及び②に係る勤務実態並びに厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 3 月 31 日まで
社会保険事務所からの戸別訪問で、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役だったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の代表取締役として、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 9 年 3 月 31 日）まで厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録により認められる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降の平成 9 年 4 月 4 日付けで、7 年 10 月から 9 年 3 月までの標準報酬月額を 59 万円から 41 万円にさかのぼって減額されていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

しかし、申立人は、A社の経営環境が悪化した際に、社会保険事務所と滞納保険料の整理について交渉しており、その際に、社会保険事務所との協議により、標準報酬月額を減額することにより滞納した保険料を相殺した旨を供述している。以上のことから、A社の代表取締役であった申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理について同意しながら、当該減額処理が

有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月 21 日から同年 3 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したのは、昭和 56 年 2 月末までであり、給与明細書では厚生年金保険料が控除されているので、申立期間も被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書及びA社は厚生年金保険料を当月の給与から控除していると回答していることから判断すると、申立人は、申立期間である昭和 56 年 2 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

しかしながら、雇用保険の加入記録では、申立人は、昭和 56 年 2 月 20 日にA社を離職していることが確認でき、厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

また、申立人は、入社から退職までのA社に勤務した全期間の給与明細書を保管していたが、申立期間である昭和 56 年 2 月 21 日から同年 2 月末日までの給与明細書が見当たらないと供述していることから、申立期間に係る勤務の実態が確認できない。

さらに、A社に照会したところ、同社の給与は 20 日締めであるとしており、また、上記のように申立人が昭和 56 年 2 月 21 日から同年 2 月末日までの給与明細書が見当たらないと供述していることは、申立期間において同社

に勤務しておらず、同社が誤って同年 2 月分の厚生年金保険料を控除したと
考えられると回答している。

加えて、社会保険事務所の A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、
大多数の被保険者が各月の 21 日に厚生年金保険の資格を喪失していること
からも、申立人の厚生年金保険の資格喪失日が昭和 56 年 2 月 21 日であるこ
との不自然さは無い。

なお、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する
場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を
喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法 14 条
においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日
とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 56 年 2 月 21 日であり、
申立人の主張する 56 年 2 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることは
できない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 10 月 25 日まで
社会保険庁の記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 9 年 10 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、同年 10 月 27 日に、申立人のほか、取締役 2 人及び監査役 1 人の合計 4 人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、7 年 10 月から 9 年 9 月までの申立期間に係る標準報酬月額は、59 万円から 9 万 2,000 円へと訂正されていることが確認できる。

一方、A社の取締役、複数の従業員及び同社の顧問税理士だった者は、同社は、申立期間当時、資金繰りに苦勞していた旨供述しているところ、申立人は、「厚生年金保険料等の支払を滞納しており、社会保険事務所から督促はあったと思う。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管しているA社に係る厚生保険特別会計債権消滅不納欠損決議書から、同社は、少なくとも平成 8 年 5 月には厚生年金保険料を含む社会保険料の支払を滞納していたことが認められ、9 年 9 月 26 日には、社会保険事務所の職員が同社に訪問し、同年 4 月分の社会保険料を現金領収した旨の記載が確認できる。

さらに、申立人、A社の取締役、複数の従業員及び同社の社会保険事務を委託されていた社会保険労務士は、手続書類への押印は申立人が行っていた旨供述しており、加えて、当該取締役は、「申立人から、社会保険料を滞納していて、代表取締役や取締役などの標準報酬月額を調整するとかしないとかという話を聞いた気がする。」と供述している。これらのことから、代表取締役であった申立人が関与せずに、社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理が行われたとは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らを含む取締役の減額処理に職務上関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月 1 日から 12 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、平成 7 年 5 月から 12 年 4 月までの標準報酬月額が 9 万 2,000 円まで減額されている。減額前の標準報酬月額である 44 万円に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 12 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同日より後の同年 5 月 19 日に、申立人の標準報酬月額は、7 年 5 月から 12 年 4 月まで、さかのぼって 44 万円が 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、A社の取引先の金融機関から提出された取引明細証明書においては、平成 6 年 12 月分、8 年 6 月分、9 年 12 月分、10 年 3 月分及び同年 9 月分の厚生年金保険料等が残高不足で口座振替されておらず、また、11 年 3 月分以降については、口座振替は一切行われていないことが確認できる。

また、A社が適用事業所でなくなった後も同社に勤務していた当時の従業員は、同社が適用事業所でなくなった時に、申立人から、「社会保険料を支払うのが大変であるため、社会保険をやめる。国民年金及び国民健康保険に切り替えてほしい。」と言われた旨供述している。このことは、申立人の妻

が、申立人から、厚生年金保険料等の負担が大きかったため、厚生年金保険の適用をなくした事実を聞かされた旨供述していることとも符合する。これらのことから、同社が、申立期間当時、厚生年金保険料等の支払に苦慮していたことがうかがえ、また、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 30 日から 11 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 60 年 5 月から平成 12 年 6 月まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の供述及び雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間においても同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和 33 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、平成 9 年 1 月 30 日に適用事業所でなくなった後、11 年 2 月 1 日に再び適用事業所となっており、申立期間においては、適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人と同時期にA社で勤務していた従業員の一人名は、同社が厚生年金保険の適用事業所として記録されていない期間において、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨供述している。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人は、申立期間において、国民年金の第 1 号被保険者となっており、当該期間はすべて、その妻とともに申請による保険料免除期間とされている。通常、申立人又はその家族でない者が、申立人及びその妻の保険料免除手続を行うことは考え難いことから、申立人又はその家族の者が、当該期間は厚生年金保険の被保険者でなくなったという認識の下、国民年金の保険料免除手続を行ったものと認められ

る。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 6 月 1 日から 10 年 1 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 10 年 1 月 31 日より後の同年 3 月 3 日付けで、申立人の標準報酬月額は、6 年 6 月から同年 10 月までは 36 万円が 8 万円に、同年 11 月から 9 年 12 月までは 26 万円が 9 万 2,000 円にそれぞれ遡及^{そきゅう}して引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立期間当時、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、同社の印鑑を管理しており、社会保険事務所への標準報酬月額変更届及び算定基礎届については、自ら行ったと供述している。

また、申立人は、平成 6 年ごろからA社の経営が悪化し、保険料の滞納の処理について社会保険事務所と相談し、滞納保険料を現金で支払ったとしており、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたことは考え難く、申立人は標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自

らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から4年1月31日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年1月31日より後の同年5月7日付けで、申立人の標準報酬月額は、平成3年1月から同年12月までの期間、53万円が10万4,000円に遡^{そきゆう}及して引き下げられていることが確認できる。

また、A社の従業員は、申立期間当時、同社の取締役が社会保険事務を担当していたのではないかとしているが、上記減額訂正の処理が行われた時点では、同社には、申立人のほか取締役1名のみが在籍しており、同社の代表取締役であった申立人は、厚生年金保険料の滞納があったことを認識し、代表者印を自ら管理していたとしている。

このため、申立人がA社の代表取締役として、申立人及び取締役の標準報酬月額^{そきゆう}の遡及訂正の届出について、知らなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月 1 日から 7 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人が代表取締役を務めていたA社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 7 年 11 月 6 日付けで、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、3 年 11 月及び同年 12 月は 53 万円が 8 万円に、4 年 1 月から同年 3 月までは 50 万円が 8 万円に、同年 4 月から 6 年 10 月までは 26 万円が 8 万円に、6 年 11 月から 7 年 9 月までは 26 万円が 9 万 2,000 円にそれぞれ遡及^{そきゅう}して引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は、当時、A社がバブルの崩壊により経営が急速に悪化して、金融機関から融資を受けた資金の引揚げを迫られ、当該金融機関との対応などに忙殺されていた時期であり、滞納保険料の処理までは覚えていないものの、当時、社会保険料を滞納していたこと、及び社会保険事務所から呼出しがあったことは記憶していると供述していることから、申立人が、申立期間の標準報酬月額の減額訂正について関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役とし

て、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 9 月 1 日から 14 年 3 月 7 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人が代表取締役を務めていたA社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 14 年 3 月 7 日より後の同年 3 月 28 日付けで、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 13 年 9 月から 14 年 2 月までの期間、44 万円から 15 万円に遡及^{そきゅう}して引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は、平成 14 年にA社の倒産に伴う破産手続を行い、破産管財人となった弁護士に代表者印も預けたので、このような標準報酬月額の遡及^{そきゅう}訂正についての届出の手続は当該弁護士が行ったのではないかと供述している。

しかしながら、当該弁護士は、事業主から代表者印を一時期預かり、A社の破産手続に際し、厚生年金保険料の滞納額の処理については、自らの一存で行わず、代表取締役である申立人と確認して行っていたはずだと供述している。

また、社会保険事務所は、厚生年金保険料の滞納処分票の記録から、標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正については、破産管財人である弁護士からの届出を

受けて処理していたとしている。

このため、代表取締役であった申立人が知らずに、社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理が行われたことは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額に関与していたと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 1 月 1 日から 8 年 11 月 30 日まで
② 平成 8 年 11 月 30 日から 16 年 12 月まで

社会保険事務所の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際に支給されていた給与と相違していること、申立期間②の厚生年金保険の被保険者資格が無いことが判明した。

申立期間①については、厚生年金保険関係の事務手続に関与した記憶が無いので標準報酬月額を正しい記録に訂正し、申立期間②については、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 8 年 11 月 30 日より後の 9 年 1 月 6 日付けで、申立人の標準報酬月額（7 年 1 月から同年 10 月まで 59 万円、同年 11 月から 8 年 10 月まで 50 万円）が 9 万 2,000 円に遡及して訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、A社の代表取締役として在職していたことが商業登記簿により確認でき、「平成 8 年夏ごろに自分一人で社会保険事

務所を訪問して未納分約 300 万円の分割納付を依頼したが、担当官から『保険料を分割納付できない。厚生年金を脱退し、社長の標準報酬額を下げ、社員の保険料の支払を埋め合わせするしかない。』と言われたため書類に社印を押した。」と供述しており、申立人は、申立期間①に係る自らの標準報酬月額減額訂正に同意していたものとするのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間②について

社会保険庁のオンライン記録により、A社は、平成8年11月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことが確認できる上、申立人から提出された同社の給与台帳から、申立人の給与から申立期間②の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る給与から、事業主により厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月から 37 年 3 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社の請負人に雇われた期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

請負人に頼んで同社で厚生年金保険に加入させてもらい、申立期間の保険料が控除されたように思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の同僚3人に申立人の勤務実態を照会したところ、一人から「申立人が申立期間当時、同社の請負人の下で働いていた。」との回答があったことから申立人が申立期間当時、同社の請負人のもとで勤務していたことは推認できるが、申立期間当時、同社の社会保険事務を担当していた者は、「同社で、請負人及びその使用人を厚生年金保険に加入させることはなかったし、保険料も控除していなかった。」と回答していることから、申立期間について事業主による厚生年金保険料の控除が確認できない。

また、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、申立人には明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 6 月 28 日から 48 年 6 月 20 日まで
② 昭和 51 年 7 月 10 日から 57 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録がない旨の回答をもらった。同社には昭和 44 年 5 月 1 日に入社後、申立期間①についても継続して勤務しており、申立期間②当時は、経営全般を必死に勉強しながら同社に勤務しており、国民年金の保険料を納付した記憶も無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所のA社の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、昭和 45 年 6 月 28 日に厚生年金保険の資格を喪失し、同年 7 月 7 日に政府管掌健康保険の被保険者証を返納していることが確認できる。

また、申立人の夫に係る当該被保険者原票から、申立人は、昭和 45 年 6 月 28 日から夫が加入する政府管掌健康保険の被扶養者となっていることが確認できることから、申立人が当該期間において厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

申立期間②について、社会保険事務所のA社の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、昭和 51 年 7 月 10 日に厚生年金保険の資格を喪失し、同年 7 月 26 日に政府管掌健康保険の被保険者証を返納していることが確認できる。

また、申立人の夫に係る当該被保険者原票から、申立人は、申立期間②当時、夫が加入する政府管掌健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者原票から、複数の従業員に照会したところ、二人の従業員が、「当時、申立人は、同社から独立して宝石の販売等をしていた。」と供述している。

加えて、申立人は、昭和53年4月から57年6月までの期間について、国民年金の保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 9 月 1 日から 6 年 2 月 28 日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成6年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年3月17日付けで申立人の標準報酬月額の記録が、4年9月から6年1月までの期間について、41万円から9万8,000円にさかのぼって訂正されたことが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。なお、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなるための手続は行ったが、標準報酬月額を引き下げる手続を行った記憶は無いとしている。

しかし、A社の経理担当役員であった申立人の妻は、「申立期間当時は、会社の経営状況が悪化しており、社会保険料を滞納していた。」と供述している。

また、申立人の妻は、「会社の実印は、申立人が管理しており、他の従業員や社会保険事務所の職員に渡すようなことは無く、従業員の厚生年金保険の資格喪失の手続は自分が行った。」「滞納していた社会保険料は支払っておらず、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後は、滞納保険

料の督促は来なかった。」と供述しており、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難く、申立人は、標準報酬月額の減額に関与していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 3863

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 11 月 22 日から 25 年 8 月 18 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 19 年 11 月 22 日から勤務していたので、加入記録が欠落しているとは思ってもよらず納得できない。今回の確認申立による審議をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された国民労務手帳の記録から、申立期間もA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 22 年 6 月 1 日であり、申立期間のうち 19 年 11 月 22 日から 22 年 6 月 1 日までの期間については適用事業所となっていない。

また、申立期間のうち昭和 22 年 6 月 1 日から 25 年 8 月 18 日までの期間については、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人が名前を挙げたA社の同僚 5 名についても、死亡あるいは所在不明のため、申立人の同社での勤務状況や保険料控除について確認することはできない。また、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿には申立人の記録が無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、国民労務手帳が厚生年金保険の加入につながるものと考えていたが、保険料控除について認識は無かったと主張しており、このほか申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除

について確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 3872

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月から29年2月まで
A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚2名の供述により、申立人が同社に勤務していたことはいくつかあがる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び事務担当者は死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の届出及び保険料控除等については確認することができない。

また、申立期間当時、A社に在籍していた従業員5名に対して、同社に入社した時期を照会し、それぞれの被保険者資格取得日と照らし合わせたところ、5名全員が、入社後相当期間（最短7か月、最長24か月）経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。なお、上記5名のうちの2名は、「同社では、従業員が入社してすぐには厚生年金保険に加入させていなかった。」としており、また、別の1名は、「当時は、社会保険への加入についての関心が薄く、会社も加入したいと言わなければ入れてくれない感じだった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金被保険者名簿には、申立期間に係る記載の健康保険番号に欠番は無く、記載に不自然さは見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と異なっていることが判明した。当時の源泉徴収票を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁のオンライン記録において、A社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和 52 年 8 月の随時改定時は 19 万円であるにもかかわらず、その 1 年 2 か月後の 53 年 10 月の定時決定では 17 万円に減額されていることについて、給与所得の源泉徴収票では給与所得及び社会保険料が毎年増えていることから、減額は考えられないとして申し立てている。

しかし、B社では、上記標準報酬月額の減額については、当時、当該標準報酬月額の記録（17万円）に見合う報酬月額を社会保険事務所に対して届け出たはずであり、減額は残業手当等の変動によるものではないかと回答している。

また、申立人から提出のあった申立期間に係る給与所得の源泉徴収票上の社会保険料は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録等を基に算定した社会保険料より高額となっているが、B社では、申立期間に係る給与所得額や厚生年金保険料控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管して

おらず、また、当時の事情を確認できる給与担当者も既に在籍していないため、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認できず、上記給与所得の源泉徴収票上の社会保険料の詳細についても確認できないと回答している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡もない。

一方、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額（17万円）は、昭和53年10月に定時決定されている。当該決定は、通常では同年5月から同年7月までの3か月間に実際に支払われた給与の総額を3で除した額を標準報酬月額等級表の範囲に当てはめて決めているところ、申立人の残業手当等が従前より少なければ、52年8月の随時改定時の標準報酬月額（19万円）より減額されていても不自然とは言えない。

加えて、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者原票を見ると、複数の従業員について、申立人と同様に、昭和52年8月の随時改定時の標準報酬月額が53年10月の定時決定で減額され、54年8月の随時改定で増額されていることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には中学校卒業直後に就職し、2年間継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員の供述から判断すると、期間を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、B社では、申立期間当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないと回答している。

また、申立人が記憶していた同僚に照会したものの、連絡の取れた複数の同僚はいずれも申立人を記憶していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

そこで、上記被保険者名簿から申立期間当時及びその前後の期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したところ、複数の従業員が、「自分はA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日よりも前に同社に入社している。」旨供述しており、また、これらの従業員が入

社したと供述している時期から当該被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、いずれも7か月ないし2年1か月となっていることが確認できる。

さらに、上記従業員のうち1人は、A社への入社から厚生年金保険に加入するまでの期間に厚生年金保険料の給与からの控除は無かった旨供述している。

これらのことから、A社では、申立期間当時、採用した従業員について、入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

加えて、申立期間に係る上記被保険者名簿を確認したところ、申立人の名前は記載されておらず、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 26 日から 29 年 10 月ごろまで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には会社設立時から秘書として勤務しており、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 25 年 2 月 1 日から申立期間も含め 29 年 10 月ごろまでの期間、A社に継続して勤務していた旨申し立てている。

一方、A社から提出のあった辞令簿（写し）には、申立人が昭和 26 年 2 月 28 日に同社において「自然失職（本社就業規則による）」した旨記録されている。このことについて同社では、現在の同社の就業規則には自然失職に関する規定等が無く、当時の同社の就業規則も保存していないため確認することができないとしながらも、「一般的に、無断欠勤や連絡が取れない状態が相当期間続いた従業員は自然失職扱いとされ、当該従業員については厚生年金保険の被保険者資格も遅滞なく喪失させることとなる。また、厚生年金保険に未加入のまま長期間にわたって当該従業員を勤務させることは考えられない。」旨回答している。

また、A社では、上記辞令簿（写し）のほかに申立期間当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないと回答して

いる。

さらに、申立人が記憶していた同僚及び社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員は、一人を除きいずれも死亡又は連絡先等が不明であるため供述が得られない。また、連絡の取れた一人の従業員も申立人を記憶していないことに加え、当該従業員が記憶していた複数の従業員に照会したものの、いずれも死亡又は連絡先等が不明であるため供述が得られず、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 3903

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A 病院で勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、同病院が発行した在職証明書の中に「就労期間中は厚生年金に加入」とあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 病院の在職証明書により、申立人は同病院に申立期間において勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A 病院が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 63 年 4 月 1 日であり、申立期間は適用事業所とはなっていない。

また、A 病院は、「厚生年金保険の適用事業所になる前は、従業員から厚生年金保険料を控除することはなかった。また、在職証明書について、就労期間中は厚生年金に加入と記載しているが、調査の結果、根拠となる書類は無く、明記したことは妥当でなかった。」と回答している。

さらに、申立人が記憶している上司は、申立期間当時、自身は共済年金に加入していたが、申立人のような短期雇用の医師は加入していなかったと供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 21 日から同年 2 月 20 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が未加入である旨の回答をもらった。同社には、昭和 44 年 11 月 7 日から 46 年 2 月 20 日まで勤務した記憶があるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 46 年 2 月 20 日まで勤務していたと申し立てているが、同社は、申立人が勤務していたことを確認できる資料を保有していないことから、申立人が申立期間に同社で勤務していたことを確認することはできないと回答している。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に、同社に勤務し厚生年金保険に加入している6名の従業員に申立人の勤務状況等を照会したが、申立人を覚えている者はいなかった。

さらに、申立人がA社を退職した直後の昭和 46 年 3 月 11 日に厚生年金保険の資格を取得したB社（現在は、C社）D本部に申立人の職歴記録を照会したところ、申立人はA社に43年10月21日から46年1月20日まで勤務した旨の記録があり、申立人の同社に係る厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 1 日から 37 年 9 月 30 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の供述により、期間は明らかでないが、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、所在地を管轄する法務局においても同事業所の商業登記の記録は確認できない。

また、上記事業主は、申立期間当時、A社が厚生年金保険の適用事業所となった旨の届出を社会保険事務所に行っておらず、厚生年金保険料を従業員の給与から控除していなかった旨供述している。そして、当該供述は、当該事業主及びその妻が、申立期間に国民年金の保険料を納付していることと符合する。

さらに、社会保険事務所の記録では、申立人は、申立人が 20 歳に到達した昭和 36 年 12 月から 37 年 10 月までの期間において、国民年金の被保険者となっており、当該期間はすべて保険料納付済期間とされている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見

当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月 8 日から 3 年 1 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成元年 11 月 8 日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿及び同僚の供述により、申立人が、平成元年 11 月 8 日から同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、同社が保管している申立人に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書において、申立人の資格取得日は平成 3 年 1 月 21 日となっていることから、申立人は、申立期間においては厚生年金保険の被保険者となっておらず、厚生年金保険料の控除もしていなかったはずである旨回答している。

また、上記労働者名簿には、申立人はアルバイトであり、社会保険に未加入である旨記載されている。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 11 月 1 日から 4 年 11 月 30 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、平成 2 年 11 月 1 日から 4 年 11 月 30 日までの標準報酬月額が実際に支給された給与よりも大幅に低い。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 4 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同日より後の同年 12 月 15 日に、申立人の標準報酬月額は、2 年 11 月から 4 年 10 月まで、さかのぼって 53 万円が 8 万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人及びA社の経理担当役員であった申立人の妻は、申立期間同時に数か月分の厚生年金保険料の滞納があった旨供述している。

また、申立人は、「社会保険事務所からの提案を受け、滞納保険料の整理のために、申立人及び役員二人の標準報酬月額をさかのぼって減額処理することについて同意した。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 3916

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から同年 7 月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことを申し立てている。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は亡くなっていることから、申立人の同社での勤務状況や厚生年金保険料の控除等を聴取することはできない。

また、申立人はA社の元請け事業所1社及び取引先事業所3社の計4社の事業所名を供述していることから、これらの事業所について社会保険庁のオンライン記録を検索したが、このうち2社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、残り2社の被保険者名簿を確認したものの、申立人の名前は見当たらなかった。

さらに、申立人が記憶しているA社の先輩に照会したが、同氏は「自分は同社に勤務していたことはない。」と供述しており、申立人の同社における勤務実態を確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、従業員1名の連絡先も把握したが、同氏は体調不良のため回答を得ることができず、申立てに係る事情について聴取することはできなかった。

そして、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿に

は、健康保険証番号に欠番は無く、社会保険事務所の手続に不自然さはみられない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月1日から25年6月21日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間についてもA市内のB軍基地で勤務していたと思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前後の期間において、渉外労務管理事務所における厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立期間についてもA市内のB軍基地で勤務していたと思うと申し立てている。

しかし、申立期間及び申立期間前後の期間に勤務していたとする基地の名称や勤務していた期間に関する記憶が無いため、申立人に対し、C局が把握しており、かつ、当時、A市内に存在したB軍基地及び関連施設名を具体的に挙げて確認したものの、申立人が申立期間に勤務していたとする基地等を特定することはできなかった。

また、当時、A市内にあったB軍基地に係る雇用管理を行っていたD、E及びFの各渉外労務管理事務所の業務を引き継いだC局保管の労務者名簿からも、申立人が申立期間についてB軍に雇用されていたという事実は確認することができなかった。

さらに、C局保管の労務者名簿、厚生年金台帳索引簿及び被保険者名簿に記載された申立人の資格得喪年月日は、社会保険事務所の記録と一致しているほか、社会保険事務所保管のD、E及びFの各渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保

険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間当時の同僚等の氏名を記憶していないため、申立期間当時の勤務状況について確認することができないほか、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月1日から同年10月1日まで
ねんきん特別便を見て、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。A社には、昭和25年8月から26年11月末まで継続して勤務しており、勤務していた期間分の給料明細を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているところ、申立人から提出された一連の給料明細書から、申立人が、申立期間について同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、上述の給料明細書からは、昭和25年8月分としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できず、同年9月分については、当該月の給料明細等の資料が残っていない。

また、A社の申立期間当時の経理担当者は、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかどうかは分からないと供述している。

さらに、A社の申立期間当時の従業員は、中途採用者については、2か月程度の試用期間があった旨の供述をしており、社会保険庁のオンライン記録から、当該従業員は、入社してからおおむね2か月後に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見

当たらない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から22年8月16日まで
② 昭和23年5月4日から27年6月14日まで
③ 昭和27年8月6日から32年7月8日まで
④ 昭和32年7月8日から34年5月1日まで

平成5年に社会保険事務所で年金の裁定請求をした際、社会保険事務所から申立期間に係る脱退手当金が支払われている旨の通知をもらった。

しかし、当時は脱退手当金の制度を知らなかったし、申請した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の女性被保険者のうち、脱退手当金の支給記録が確認できた32名中27名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が日付け入りで記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和34年8月27日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から 35 年 6 月 1 日まで
ねんきん特別便が届いて、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、申立期間の事業所を退職後はすぐA県へ転居しており、脱退手当金を申請する余裕など無かった上に、当時は脱退手当金の制度自体を知らなかったので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の女性被保険者のうち、脱退手当金の支給記録が確認できた6名中4名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることに加え、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和35年10月14日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 4 月 1 日から 24 年 8 月 1 日まで
② 昭和 25 年 8 月 1 日から 26 年 3 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A法人に勤務していた昭和 22 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 31 日のうち、申立期間①及び申立期間②の厚生年金保険の記録が無いとの回答をもらった。申立期間①及び②も同社には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A法人に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 29 年 1 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、及び当該事業所の回答では、当時の従業員に関する資料等を保管していないこと等から、申立人の申立期間①及び②における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等については確認できない。

また、申立人がA法人において一緒に勤務していたと記憶している上司及び同僚 2 名は死亡していること等から供述が得られず、申立人の申立期間①及び②当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができなかった。また、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿で確認できる当該上司及び申立人が申立人と同日に入社したと主張する同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日については、上司は昭和 24 年 8 月 1 日、同僚は同年 3 月 1 日であることが確認でき、当該事業所においては、従業員

の採用後一定期間経過後に厚生年金保険の加入手続を行う取扱いがあったことが推認できる。

さらに、社会保険事務所のA法人に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間①及び②当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、いずれの従業員も連絡先が不明であること等から供述が得られず、申立人の申立期間①及び②当時における勤務状況や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

加えて、申立期間②については、申立人は、当該期間を含み昭和25年3月31日から60年3月31日まで共済組合の加入期間であることが確認できることから、厚生年金保険の被保険者とはなり得なかったことが推認される。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 7 月 1 日から 27 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 15 年 8 月 13 日から 29 年 4 月 30 日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてもA社に勤務していたと申し立てているが、申立期間当時、申立人と同様に被保険者資格を喪失し、再取得している者は申立人以外に1名確認できるものの、死亡していることから供述が得られず、申立人の申立期間当時の業務内容及び勤務形態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録から、A社は、昭和 20 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、23 年 12 月 1 日に再び厚生年金保険の適用事業所となったものの、29 年 5 月 1 日に再度厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、申立期間当時の事業主は死亡していること、及び役員等の連絡先が不明であること等から供述が得られず、申立期間当時に事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失届及び取得届を提出した理由並びに業務内容及び勤務形態等の変更の有無について確認することができない。

さらに、申立人がA社において一緒に勤務していた同僚を記憶していない

こと等から供述が得られず、申立人の申立期間当時の業務内容及び勤務形態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人の申立期間当時の業務内容及び勤務形態や厚生年金保険の加入状況等について記憶している従業員はいなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 25 日から 36 年 6 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社(後にB社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間に同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことはうかがえるが、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和 32 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、B社は 36 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、32 年 10 月 1 日から 36 年 6 月 1 日までの期間は、A社及びB社は共に厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、A社の事業主は既に死亡し、申立人の保険料控除等を確認できない上、事業主の息子は、当時の資料は無いが、厚生年金保険に加入していない従業員及び同社が適用事業所となっていない期間に勤務していた従業員の給料から厚生年金保険料を控除していたとは考え難いと回答している。

さらに、申立人の記憶している同僚のうち、連絡の取れた1名は、昭和 36 年 4 月からB社に勤務したが、同社が厚生年金保険の適用事業所になる同年 6 月まで厚生年金保険料は給与から控除されていなかったと供述し、A社及びB社の両社に係る厚生年金保険被保険者名簿において共に被保険者であったことが確認できた複数の従業員のうち、連絡の取れた1名は、

申立人の申立期間の保険料控除等については不明であると供述している。

加えて、当該厚生年金保険被保険者名簿では、他の被保険者については昭和 32 年 8 月 27 日付けの「算定完了」の記録があるものの、申立人の被保険者資格喪失日（32 年 7 月 25 日）の後に、同様の記録は無いことから、「算定完了」当時、申立人は被保険者ではなかったことがうかがわれ、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 3939

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月1日から6年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役であったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により認められる。

また、申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年11月30日の後の同年12月7日付けで、元年9月から同年11月までの期間は26万円が6万8,000円に、同年12月から2年5月までの期間は26万円が8万円に、同年6月から同年9月までの期間は30万円が8万円に、同年10月から3年8月までの期間は32万円が8万円に、同年9月から4年9月までの期間は50万円が8万円に、同年10月から6年1月までの期間は53万円が8万円に、それぞれさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、「申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があり、その件で社会保険事務所の担当者と相談したことがあり、会社のオーナーの言うど

おりに手続を行った」旨供述していることから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたとは考え難く、申立人は標準報酬月額の減額処理に関与していたものと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与していながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 3940

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月 10 日から 41 年 10 月 1 日まで
② 昭和 43 年 4 月ごろから 45 年 9 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、それぞれの会社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の複数の同僚の「申立人を知っている」及び「いつからいつまでかは覚えていないが、申立人は1年くらい勤務した」との供述から判断すると、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社が保管している厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び資格喪失確認通知書から、申立人は、昭和40年8月5日に資格を取得し、同年9月10日に資格を喪失していることが確認できる。

また、A社の当時の社会保険担当者は、「当時、社員は厚生年金保険に加入させていたが、申立人が社員であったか臨時従業員であったか覚えていない」及び「申立人は、当社において昭和40年9月10日に資格喪失しているが、その後、申立人の給与から厚生年金保険料が引き去りされていたかどうかは覚えていない」と供述しており、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②については、社会保険庁の記録によると、申立人が勤務したとするB社の厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、事業主及び従業員から、申立人の当該期間における勤務実態や厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

そこで、B社の所在地を管轄する法務局に照会したが、同社の登記簿謄本の保存期間が経過しているため確認できず、また、申立人が「同社はC県の販売業に係る指定業者であった」と供述していることについて、C県の関係機関に照会したが、当該指定業者の名簿の保存期間が経過しているため確認できなかった。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が昭和45年2月17日に払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 3941

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月1日から28年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和27年2月1日から28年3月まで勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の「申立人が昭和27年2月から28年3月まで同社に勤務していた」との供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社は昭和29年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主や社会保険担当者の連絡先も不明であるため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

そこで、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、従業員に照会したが、申立人が厚生年金保険被保険者として勤務していたことは確認できない。

なお、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和27年2月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年5月1日に資格を喪失後、28年2月1日に同社において再度資格を取得しており、同様に、27年5月1日に資格を喪失後、28年2月1日に同社において再度資格を取得してい

る従業員が6人いることが確認できることから、同社の事業主は、多くの従業員について、一時期、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月から 44 年 5 月まで
A 社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述及びA社の店頭で撮影した写真から、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。なお、A社と同じ名称が付された適用事業所を複数確認したものの、厚生年金保険の新規適用の年月日及び所在地から判断して、申立てに係る事業所と認められるものはなかった。

また、法人登記簿により、A社と同名の事業所を複数確認したものの、事業所の設立日及び業種が申立てに係る事業所に該当するものはなかった。

さらに、申立人が記憶している同僚は、「A社は厚生年金保険に加入していなかったため、厚生年金保険料の控除は無かったと思う。」と供述している。

加えて、申立人は、申立期間当時の給料は8万円程度であり、厚生年金保険料は1万2,000円程度控除されていたと供述していることから、給料を8万円とした場合の保険料額を試算したが、同試算結果によると、厚生年金保険料の自己負担分は2,200円となり、申立人が供述している保険料額は、この試算額と著しく相違している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月から平成元年1月31日まで

A社に勤務した申立期間について、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人の被保険者資格喪失（平成元年1月31日）後の平成元年2月3日に、昭和62年1月から63年12月までの標準報酬月額が20万円から6万8,000円に減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、上記の処理日においてA社の代表取締役であったことが商業登記簿から確認できるため、申立人は、同社において、厚生年金保険料及び健康保険料の滞納が数か月続き、社会保険事務所から督促を受けていたため、昭和63年から平成元年ごろにかけて、社会保険事務所に滞納保険料の整理について相談したことを供述しており、また、その際、申立人は、社会保険事務所の担当者から厚生年金保険料の滞納の件について、自らの標準報酬月額を調整して保険料滞納分に充当することの説明を受け、同意したと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 3947

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 1 日から 33 年 2 月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことを申し立てている。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、当時の事業主は亡くなっていることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等について聴取することはできない。

また、申立人が記憶している同僚は既に亡くなっており、申立てに係る事情について聴取することはできない。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者資格を取得している者で連絡先を把握した従業員 10 名に照会したところ、6 名から回答があったが、申立人を記憶している者はいなかった。なお、上記 6 名は、同社における申立期間当時の経理担当者及び社会保険事務所担当者を記憶しておらず、これらの者から、申立人に係る厚生年金保険の取扱いを聴取することはできない。

加えて、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険証番号に欠番は無く、社会保険事務所の手続に不自然さはみられない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 58 年 1 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当該期間は、A社（現在は、B社）、C社の製品の販売員としてD社内の店舗に勤務し、A社から給与が支払われていたので、申立期間を厚生年金保険に加入していた期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 5 月から 58 年 1 月までの期間の各月について、自身が所持している預金通帳で、A社からの給与振込みが確認できることを申立ての根拠としている。

しかしながら、B社の人事担当者は、申立期間当時の経理書類は保管期限経過のため既に破棄しており、申立人の預金口座に振込みをした事実を確認することはできず、申立人が提示した預金通帳に記載されている振込金額の内容も不明であると供述しており、当該振込金額が、同社から申立人に給与として支払われたものであったかを確認することはできない。

また、申立人が所持する預金通帳の口座名義人氏名は、申立人の氏名と異なっており、当該口座が開設されている銀行では、当該口座名義人の氏名変更又は訂正の履歴が管理されておらず、口座名義人の生年月日も記録されていないことから、当該預金通帳の口座名義人と申立人との同一性を確認することもできない。

さらに、B社の人事担当者は、同社が保管している従業員の健康保険、

厚生年金保険の記録に申立人の記録が無く、申立期間当時における販売員の勤務形態には、E社からの紹介、派遣等があり、給与の支給方法も様々だったことから、申立人の身分は正社員ではなかった可能性があるとも供述している。

加えて、申立人は、当時D社を担当していたとするA社の営業担当者の氏名を記憶しておらず、また、前任者についても姓のみしか記憶していないことから、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿、A社が保管する従業員の厚生年金保険等の記録のいずれにおいてもこれらの者を特定することができない。

そこで、前述の被保険者名簿から、申立期間当時にA社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人のことを記憶している旨の供述を得ることはできず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。